



国際人権(自由権)規約委員会第5回政府報告書審査をふまえて

改革迫られる 日本の人権保障システム

個人通報/国内人権機関/死刑/代用監獄/女性・少数者差別



国際人権(自由権)規約委員会第5回政府報告書審査をふまえて

改革迫られる 日本の人権保障システム

個人通報/国内人権機関/死刑/代用監獄/女性・少数者差別



日本弁護士連合会
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
Tel.03-3580-9741

《日弁連国際人権ライブラリーURL》

http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights_library/index.html

改革迫られる 日本の人権保障システム

個人通報/国内人権機関/死刑/代用監獄/女性・少数者差別

C O N T E N T S

日弁連会長挨拶 世界人権宣言60年、あまねく人権の光を! 1

第1章 国際人権(自由権)規約は、法的な拘束力を持つ世界人権憲章である 2

第2章 個人通報制度の実現・第一選択議定書の批准を求めて 4

第3章 国内人権機関の設立は急務 6

第4章 求められた規約の正しい解釈と法律家に対する国際人権法教育 8

第5章 「日本政府は、死刑廃止に向け世論をリードすべき」 10

第6章 代用監獄の廃止と取調べの録画・弁護人の立会いを求めて 12

第7章 塀の中に人権の光を 13

第8章 刑罰で脅かされる表現の自由 14

第9章 マイノリティを尊重し、差別のない社会へ 16

第10章 女性がより一層のびのび生きられるように 18

参考資料(日本語・英語全文掲載)

規約第40条に基づき締約国から提出された報告書の審査
国際人権(自由権)規約委員会の総括所見
CONSIDERATION OF REPORTS SUBMITTED BY STATES PARTIES
UNDER ARTICLE 40 OF THE COVENANT
Concluding observations of the Human Rights Committee 20

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」という有名な一節で始まる世界人権宣言は、1948年12月10日に国連で採択されました。2008年は、この世界人権宣言が60年の節目を迎える記念すべき年でした。日本にとっても、5月には国連人権理事会の普遍的定期的審査(UPR)の第1回審査とそれに基づく勧告、10月には国際人権(自由権)規約委員会の定期審査とそれに基づく総括所見と、相次いで画期的というべき国際的意見が、日本政府に対して提示されました。当連合会は、日本の人権状況を前進させるため、国内の非政府組織(NGO)と協力して関係国際機関にさまざまな働きかけを行い、今般大きな成果を上げることができました。既に、UPRの勧告については、その意義を明確にしたリーフレットを刊行しました。

本パンフレットでは、2008年10月末に示された国際人権(自由権)規約委員会の総括所見について日弁連の見解を示し、今後の活動の方向性を明らかにしていきます。

当連合会は、同委員会が、日本政府の一定の取組みを評価しながらも、わが国において解決を迫られている主要な個別的人権課題として、取調べ全過程の録画と代用監獄の廃止、死刑廃止の検討並びに死刑制度のあり方の改善、戸別訪問禁止等表現の自由に対する不合理な制限の撤廃等を含む多数の項目を掲げ具体的な改善を勧告した点を高く評価しています。

とりわけ、日本の人権状況を改善するための制度的な措置として、以下の3点が上げられたことを重視しています。

第1点は、日本政府に第一選択議定書(個人通報制度)の批准を強く求めている点です。委員会は、この制度が第四審として、国内法の解釈や適用を審査するものではなく、司法の独立に影響を及ぼすものではないと述べています。

第2点は、政府から独立し、独立の調査・査察権限、財政的・人的基盤を有する実効的な国内人権救済機関を早急に設置すべきであるとしている点です。

第3点は、裁判官・検察官・弁護士に対する国際人権法教育の充実を求めている点です。前回審査で委員会の指摘を受け一部実施されてはいますが、未だ十分といえないので、規約の解釈適用を研修に含めるよう勧告がなされているという点です。

当連合会は、日本政府が、同委員会の総括所見を誠意をもって受けとめ、その実現に向けて努力することを強く求め、当連合会自身も、日本における各界の人々と力を合わせ努力していく所存であることをここに明らかにいたします。

2009(平成21)年3月1日

日本弁護士連合会
会長 宮崎 誠

世界人権宣言60年、あまねく人権の光を!

第1章 国際人権(自由権)規約は、法的な拘束力を持つ世界人権憲章である

1 国際人権(自由権)規約とは

第二次世界大戦における、ナチスドイツなどによる国家主権のもとでの大量虐殺などの人権侵害に対する反省が、戦後国際社会の出発点となりました。国家主権の制限と国際紛争の平和的解決、国際的な人権保障を目指して、1945年10月24日、国連憲章が発効しました。国連憲章1条は国際平和、人民の自決と並んで、「人種、性、言語又は宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励すること」をその目的に掲げています。

国連はこのような立場に立って当初から国際人権章典を作ることを意図し、1948年12月10日世界人権宣言を経て、1966年12月16日法的拘束力のある「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(以下「国際人権(自由権)規約」という。)が成立し、1976年に発効しました。

2 国際人権(自由権)規約の批准状況について

日本は、国際人権(自由権)規約を、国際人権(社会権)規約と同時に、1979年に批准しています。

同規約は2009年1月5日現在で164か国が批准しています。規約には、後に6頁において詳述しており個人通報制度を定めた第一選択議定書(1976年発効、2009年1月現在111か国が批准)と死刑廃止を定めた第二選択議定書(1991年発効、2009年1月現在70か国が批准)が付属しています。

3 規約の実施手段について

世界人権宣言は条約ではありませんが、規約はこれを批准した国家を法的に拘束する多国間条約です。規約は単に実体的な人権保障を規定するだけでなく、その実効的実施を確保するための手段を規定しています。2条3項(a)～(c)においては各国裁判所などを含む締約国の国内機関による実施方法を定めています。さらに、規約は、国連における国際人権(自由権)規約委員会(28条以下/the Human Rights Committee)による各国の規約の履行状況の監督の制度を定めています。^{※1} 委員会は、各国政府の推薦を受けて選任された世界的に著名な法律家等18名の委員によって構成されており、国際的にも最も権威のある人権機関と考えられています。委員会は、規約に署名した国の人権保障の履行状況について次の3つの方法で監督し、規約の国際的な実施を図っています。

- A 規約の履行状況についての各締約国の報告書を受け、審査し、意見を表明する(規約40条)。
- B 締約国が他の締約国の規約上の義務の不履行についてなす通報を審査する(同41条)。
- C 規約上の権利を侵害された個人の第一選択議定書に基づく通報を審査する(第一選択議定書1条)。(この点については次ページにおいて詳論します)

以上の三つの監督方法のうち、Bの国家通報による方法は申立がないために現実には機能しておらず、現実には、Aの定期報告書審査とCの個人通報に基づく審査の二つの方法が実施されています。この二つの方法を通じて委員会の権威ある規約の解釈が示されてきました。このパンフレットにおいて取り上げるのは、2008年10月に実施された日本政府の第5回報告書審査についてです。

※1 同時に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)」も起草されたが、社会権規約委員会は条約機関ではない。

4 国際人権(自由権)規約委員会の公的見解

(a) 一般的意見

規約40条4項によると、委員会は、「適当と認める一般的な性格を有する意見」を締約国と経済社会理事会に送付することができるものと規定されています。この「一般的意見」は、規約の各条項を詳論し、その意味と適用範囲を明確にし、規約に適合するかどうかを判断するための基準であると位置付けられています。委員会は、規約の解釈についてこれまで多くの一般的意見を出しており、日弁連のホームページ上でその日本語訳を見ることができます。^{※2}

(b) 総括所見

1992年から委員会は、定期報告書の審査の後に委員会としての総括所見を出すようになりました。総括所見は各締約国についての規約の実施状況に関する評価を示しています。

(c) 個人通報に対する「見解」の公表

委員会は、個人が第一選択議定書に基づき、規約上の権利が侵害されたとして通報をした場合は、これに対する審査をした上、「見解 (views)」を公表します。この点については第4章(8、9頁)をご参照下さい。

※2 http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/liberty_general-comment.html

Index

国連憲章に基づく人権機関と人権条約機関

A 国連憲章に基づく人権機関

人権理事会
普遍的定期的審査(UPR)
人権委員会(人権理事会の前身)
特別報告手続

B 条約に基づく人権機関

国際人権(自由権)規約委員会(CCPR)
社会権規約委員会(経済社会理事会決議に基づく)(CESCR)
人種差別撤廃委員会(CERD)
女性差別撤廃委員会(CEDAW)
拷問禁止委員会(CAT)
子どもの権利委員会(CRC)
移住労働者委員会(CMW)
障害者の権利委員会(CRPD)

国際人権(自由権)委員会委員リスト(2009年1月時点)

Mr. Abdelfattah AMOR (Tunisia)
Mr. Mohammed AYAT (Morocco)
Mr. Prafullachandra Natwarlal BHAGWATI (India)
Ms. Christine Chanet (France)
Mr. Ahmad Amin FATHALLA (Egypt)
Mr. Yuji IWASAWA (Japan)
Ms. Hellen KELLER (Switzerland)
Mr. Rajsoomer LALLAH (Mauritius)
Mr. Bouzib LAZHARI (Algeria)
Ms. Zonke Zanele MAJODINA (South Africa)
Ms. Iulia Antoanella MOTOC (Romania)
Mr. Michael O'FLAHERTY (Ireland)
Mr. Jos Luis PEREZ SANCHEZ-CERRO (Perú)
Mr. Rafael RIVAS POSADA (Colombia)
Sir Nigel RODLEY (United Kingdom)
Mr. Fabian Omar SALVIOLI (Argentina)
Mr. Krister THELIN (Sweden)
Ms. Ruth WEDGWOOD (United States of America)

条約機関による審査とUPRの連携



第2章 個人通報制度の実現・第一選択議定書の批准を求めて

1 個人通報制度とは

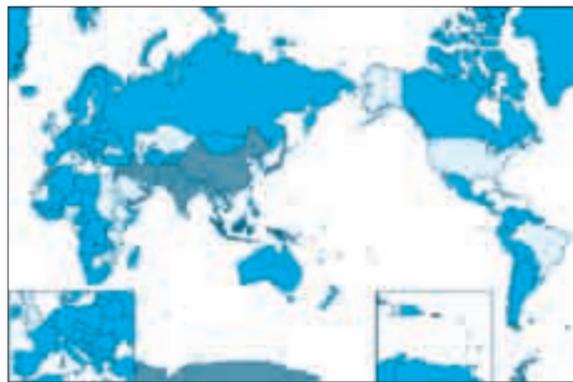
第一選択議定書(以下「選択議定書」という。)は、国際人権(自由権)規約で保障された権利を侵害された人が、国内で裁判などの手を尽くしても権利が回復されない場合に、国際人権(自由権)規約委員会に直接救済の申立てができる手続(個人通報制度)を定めています。

2 批准は世界的な流れ

個人通報制度の実現は、わが国の人権保障を国際的な水準に引き上げ、規約に定める人権保障を一層充実させ、前進させます。

選択議定書の批准の状況については、図に示すとおりです。規約を批准した164か国のうち既に111か国が選択議定書を批准していますが、わが国は未だ批准をしていません。また、OECD加盟30か国をみると、アメリカ、日本などを除く国が選択議定書を批准し、アメリカにおいても米州憲章に基づき別途、個人通報制度を利用できることとなっていますので、わが国はOECD主要国であるにもかかわらず、個人通報制度を持たない唯一の国となっています。

図：世界個人通報マップ



■は国際人権(自由権)規約第一選択議定書批准国
□はその他の個人通報制度を採用している国

3 国際人権(自由権)規約委員会による勧告

委員会は、第4回審査(1998年)に続き、今回の審査の総括所見においても、わが国に対し、重ねて選択議定書の批准を勧告しました(総括所見8項)。

日本政府は、批准していない理由として「司法権の独立を含め、司法制度との関連で問題が生じるおそれがある」と説明しました。

これに対し、委員会は、日本が個人通報制度を導入したとしても国内裁判所が行う事実や証拠の評価、国内法の解釈適用に関する再審査を行うものではなく、批准をひかえる理由はない、日本政府が懸念するような問題は生じないと述べて、改めてその批准を勧告したのです。

日弁連は、2007年に「自由権規約個人通報制度等実現委員会」を発足させ、選択議定書批准実現に取り組んでいます。今後も、外務省や法務省などとの対話、各政党や議員へのロビー活動を進めるほか、マスコミや市民に広く批准の重要性を訴えていく運動を進めていきます。



2008年9月 リヴァス・ボサダ国際人権(自由権)規約委員会委員長及びシーラー同委員長を招いて行ったシンポジウムの様子。同委員会の役割や第一選択議定書について講演が行われた。

第3章 国内人権機関の設立は急務

1 パリ原則による国内人権機関を

国際人権(自由権)規約委員会は、「締約国が未だに独立した国内人権機関を設立していないことに懸念をもって留意し」「締約国は、パリ原則に則り、締約国が承認したすべての国際人権基準をカバーする幅広い権限と、公権力による人権侵害の救済申立てを取り扱いかつ行動する権限を有する独立した国内人権機関を政府の外に設立し、同機関に対して十分な経済的・人的資源を提供すべきである」と勧告しました(総括所見9項)。

2 人権擁護法案の何が問題か

日本は1998年の第4回政府報告書審査のときにも、国内人権機関を遅滞なく設置することを勧告されました。「とりわけ、警察や入国管理局職員による虐待に対する申立てを調査救済する独立の機関が存在しない」と述べ、現行の法務省監督下の人権擁護委員制度ではダメ、と指摘されていたのです。

にもかかわらず、政府が2002年に国会提出した「人権擁護法案」では相変わらず法務大臣の所轄とされ、

公権力による人権侵害は主要な救済対象ではなく、中央の委員もわずか4名(うち1名のみ常勤)、事務局は法務省職員の横すべり、地方での事件は地方法務局任せなど、パリ原則とはほど遠い内容でした。

政府は「人権擁護法案」で人権機関を設立しようとし、検討中であると答えましたが、審査では法案の問題点に質疑が集中し、国内人権機関を真に「パリ原則に適応したものとする気があるのか」と問いただされました。

3 日弁連の提案

このような審査を経て、はじめに挙げた勧告がなされたのです。

日弁連は「日弁連の提案する国内人権機関の制度要綱」を2008年11月18日に決め、発表しています。

わが国が人権国家となるためにも、国内人権機関の設立は急務であり、2008年の国連人権理事会でのUPRの結果でも、その設置を各国から求められており、また当面批准を急がれる障害者権利条約でも、条約の国内実施と監視を担う国内人権機関の設置を求めています。

Index

国内人権機関とは

規約に盛り込まれた人権はもとより、女性、子ども、少数者、難民、受刑者などに国際水準で保障されるべき人権が、それぞれの国内でも「生きた法」として護られなければなりません。そのためには、裁判所とは別に、国に対しても物の言える国内人権機関の活動が必要です。迅速かつ効果的な人権救済活動を行うことは、日弁連の悲願でもあります。国連のパリ原則に沿って日弁連が作成した「国内人権機関の制度要綱」では、次のような機関を創設することを提言しています。

1. (独立性)委員の選任手続、権限の行使、必要十分な人員と予算を確保することなど、政府からの独立性をもつこと。
2. (多様性)委員会は多面的に構成され、活動においては市民、NGOと交流し、その意見を取り込む組織であること。
3. (権限)公権力による人権侵害についても、調査・勧告権限をもち、広く国際人権法により認められた人権を取り扱う組織であること。
4. (政策提言)政策提言能力をもち、立法、行政に対し、人権の観点からあるべき方向を示すことができる組織であること。
5. (人権教育)広く人権教育を企画し、実施する活動をする組織であること。
6. (事務局体制)人権の専門家と情熱をもつ職員を多数擁し、問題の調査、研究、解決ができる組織であること。
7. (市民アクセス)市民が気軽に駆け込める、利用しやすい組織であること。

パリ原則とは

「国内人権機関の地位に関する原則」(パリ原則)
【1993年12月20日国連総会決議】

権限と責任を通じたの独立性

1. 国内人権機関は人権を伸長及び保護する権限を付与される。
2. できる限り広範な職務を与えられ、その構成と権限の範囲は憲法または法律で定める。
3. 人権の伸長、保護に関するあらゆる事柄について、自らの権限で政府、議会その他関連当局に対し、意見、勧告、提案及び報告を提出すること。

構成の多元性の保障

国内人権機関の構成と構成員の任命は、人権にかかわる社会集団の多元的な代表を確保できる手続により行われる。

財政上の自立を通じた独立性

その活動を円滑に行える基盤、特に財源をもち、政府の財政統制の下に置かれず、自らの職員と建物を持つことを可能とすること。

任命及び解任手続を通じたの独立性

真の独立の前提である構成員の安定した権限を確保するため、一定の期間を定めた公的な決定によって任免されること。

活動の方法

1. 問題につき自由に検討、調査、協議し、司法その他の機関と協議し、広報し、NGOとの関係を発展させること。
2. 調停を通じての解決を図ること。
3. 法律、規則、行政慣行の改正や改革を勧告すること。

第4章 求められた規約の正しい解釈と法律家に対する国際人権法教育

1 総括所見が日本に求めたこと

■ 規約の正しい解釈を求める

総括所見は、日本における国際人権(自由権)規約解釈のあり方に疑問を呈しています。まず、規約の条項に直接言及した国内裁判所の判断に関し、規約違反はないとした最高裁判例以外の情報がないことに留意を示しました(7項)。さらに、10項では、「公共の福祉」の概念のもつ曖昧かつ無限定さに懸念を表明し、「規約が保障する権利に対する公共の福祉を理由としたいかなる制限も、規約のもとで許容される制限を超えてはならない」ことが指摘されました。

そして、民法中の女性に対する差別的な条項(再婚禁止期間や婚姻年齢)の削除・改正を求めました(11項)。また、婚外子に対する差別的取扱いを招く法律の削除(28項)など、規約違反であると考えられる法律、取扱いの改善を強く要求しました。

■ 法律家に対する人権教育

総括所見は、7項で「締約国は、規約の適用と解釈が、裁判官、検察官及び弁護士のための専門的教育の一部に組み込まれること及び規約に関する情報が下級審も含め全てのレベルの司法機関に普及されることを確保すべきである」と要望しています。その他にも、裁判官、検察官、行政機関に対して規約に合致した法解釈・運用をするよう要求しています(14、15、16、18項)。

2 現在の状況

最高裁は、女性の再婚禁止期間や男女間における婚姻年齢の差異、婚外子に対する相続分や出生届についての差別について、合憲であるという態度をいまだ改めていません。

下級審の裁判例の中には、委員会の先例(Views)を直接適用・引用するなどして違法性を判断した例も散見されるようになってはいるものの、裁判例の大勢は、国際人権条約違反を詳細に検討することなく、憲法違反ではないから人権条約違反ではないとの非論理的な判断を下しています。

近時の婚外子の国籍取得についての国籍法に関す

る最高裁違憲判決(2008.6.4)では、最高裁が初めて規約を積極的に引用するに至ったものの、単に違憲判断の背景事情として考慮したにとどまり、規約違反を直接認定するまでには至っていません。

3 人権の制限方式、制限事由における日本国憲法と規約の相違

規約と日本国憲法とは、人権の制限方式と制限事由において重大な相違点があります。日本国憲法は、すべての人権に「公共の福祉」という一般概念による人権制限を認めているように読めますが、規約では、包括的な人権制限を許さない「絶対的な人権」を保障したり、また、各種の人権の制限事由を限定列挙するなどしています。憲法の人権保障と規約による人権保障とは、その保障内容とその制限の方式および根拠、範囲が異なっているのです^{*1}。

日本国憲法の解釈としても、アメリカ合衆国の連邦最高裁判例などを参考に、権利制限の事由を限定的に解釈する手法が提案され、それらの一部は最高裁判決にも取り入れられています。1993年委員会の第3回審査において、日本政府代表の外務省人権難民課長は、「憲法は公共の福祉に関して明確な規定を有しているわけではありませんが、しかし、公共の福祉の概念は、裁判所の判例及びそれぞれの権利に固有の性格に関する理論により、特定化されてきています」と説明しました^{*2}。これに対して委員会は「当委員会は、規約が国内法と矛盾する場合に規約が優先するものであることが明瞭でなく、又、規約の条項が日本国憲法のなかに十分包含されていないと考える。さらに、日本国憲法12条及び13条の『公共の福祉』による制限が、具体的な状況において規約に適合したかたちで適用されるものであるかどうかも明瞭ではない」と警告しています。

規約においては、権利の制限事由は、「法律で定められ」「民主的社会における」「公の秩序」「公衆の健康」「公衆の道徳」「国の安全」「公共の安全」「他の者の権利・自由、他の者の権利・信用」「公開裁判に対する制限」など、権利ごとに個別に定められています。

また、7条(拷問及び残虐な非人道的な、品位を傷つける取扱いの禁止)、8条(奴隷・隷属状態の禁止)等は

包括的な人権制限に服さない絶対不可侵な人権であるとされています。また人身の自由に関する条項(7、9、10条)や公正な裁判を受ける権利(14条、たとえば刑事事件における無料の通訳の援助を受ける権利の保障(14条3項(f))など)、外国人の恣意的追放の禁止(13条)や平等条項(26条)などでは、保障される権利や禁止される差別の範囲が日本国憲法に比較して格段に詳細になっています。

4 規約の公権的解釈

また、権利制限事由の意味内容は、委員会の「一般的意見」という形で公権的解釈として基準が明確になっており、また同委員会において、個人通報事件について示される見解(Views)を通じて、判例法としても集積されています。規約の解釈に当たっては、わが国の裁判所もこれらの規約の公権的な解釈を尊重しなければなりません。

このように日本国憲法上は許されないとは言えない人権制限が、規約のもとでは許されないという場合があります。

5 裁判に変化が見られない原因

たとえば、今回の総括所見では「1982年の国民年金法からの国籍条項削除が不遡及であることが、20歳から60歳の間に最低25年間年金保険料を払わなければならないという要件と相まって、多数の外国人、主に1952年に日本国籍を喪失した韓国・朝鮮人をして、国民年金制度の下での年金受給資格から事実上排除する結果となっていること」が指摘され、「外国人を国民年金制度から差別的に排除しないことを確保するため、国民年金法の年齢制限規定によって影響を受けた外国人のため経過措置を講ずべきである」とされました。このような考え方はセネガル独立によってフランス国籍を喪失した者に対する軍人年金額について不利益な取扱いをした例について規約26条違反と判断したケース(196/1985)など、委員会の一貫した先例の示す確立された見解といえます。ところが、わが国の最高裁は、2009年2月3日、このような取扱いを立法裁量であるとして差別の是正を訴えた請求を却けています。このように、委員

会からの度重なる勧告にもかかわらず、わが国の裁判例にほとんど変化が見られない原因は、裁判官を含む日本の法律家の多くが国際人権条約の内容と法的な拘束力、解釈の方法、数多くの先例などに十分精通していないことがあげられます。1998年の総括所見を受けて、司法研修所や法曹の継続研修のカリキュラムに国際人権法の講義が一部取り入れられましたが、その質と量は極めて不十分であるといわざるを得ません。

6 日弁連としての対策

そして、国際人権法に関する教育では、単に規約や先例を学ぶだけでなく、法律家が直面する法的な問題の局面に即して、その一つ一つを国際人権法に基づいてどのように考え、解決策を模索していくかという、問題解決型の教育が不可欠です。日弁連としては、今後も政府に対して、法曹の養成の過程における国際人権法教育の量的・質的な充実を求めるとともに、裁判官・検察官を含めた法律家及び行政官等に対しての継続研修の場においても国際人権法教育を充実するよう要請していきます。また、裁判所や行政に働きかけをする弁護士側の国際人権法に関する知識・理解を弁護士会自らの会員研修において充実することに努力を傾けたいと考えています。

Index

NGOフリーフィングこぼれ話

審査の準備の過程で10月14日のNGOが委員に向けたフリーフィングの際にナイジェル・ロドリゲス(イギリス)が「2007年の新法制定以降も捜査と拘禁の分離が不十分であることを示す事例を示して欲しい、また引野口事件が代用監獄制度との関連で何故問題となるのかを説明して欲しい。」と質問されました。具体例を示すのは難しいと答えたものの、委員の納得を得ることができず、宿題として翌日に持ち越すこととなりました。このナイジェル委員の質問にきちんと答えることが重要であるという認識に立って、14日の夜は文字通り徹夜の突貫作業で、代表団は質問に対する理論的な回答と弊害を実証する具体例を探し出して論証する回答を準備しました。結果的には日弁連事務局の協力で2006年の新法の制定後6件の代用監獄における自白強要の事例の報道を発見できました。また長期の警察拘禁と長期の取調べ継続こそが代用監獄制度の本質的な問題点であり、捜査と拘禁の分離とされる制度が法的には2007年に導入されているものの、1980年に導入された制度となら内容に変更がないことなどを、かなり明快に説明することができました。この説明文書は代表団タスクフォースの手で一晩で英訳され、審査当日15日の昼のフリーフィングの際に委員に配布することができました。

*1 安藤仁介「人権の制限事由としての『公共の福祉』に関する一考察—日本国憲法と国際人権規約—」(法学論叢132巻4-6号 51-66頁)

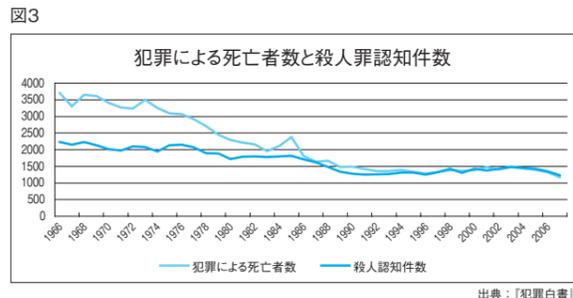
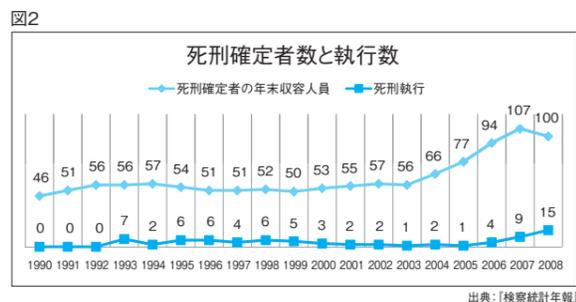
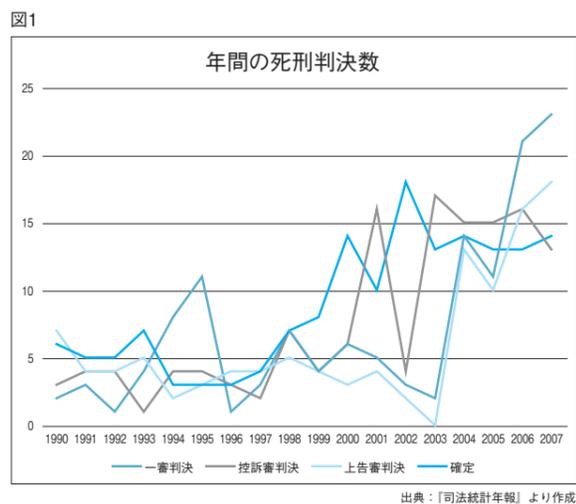
*2 日本弁護士連合会「世界に問われた日本の人権」244頁

第5章 「日本政府は、死刑廃止に向け世論をリードすべき」

1 世界の潮流に逆行する日本の死刑制度

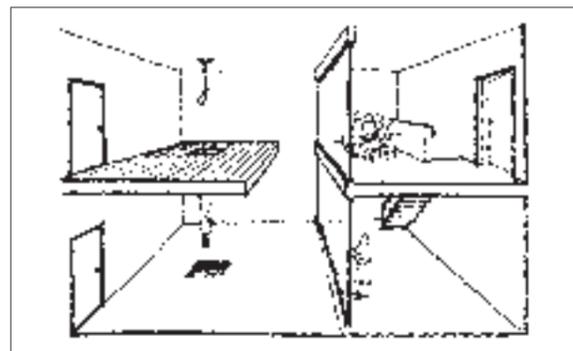
国際人権(自由権)規約の6条は「生命に対する権利」を保障し、死刑制度については廃止が望ましいことを示しています。すでに世界の約70%の国々が、死刑を法律上ないし事実上廃止しており、死刑制度を存置しながら、執行を行わない国も増えてきています。

日本も過去の審査において、国際人権(自由権)規約委員会から、死刑廃止に向けた措置をとるよう勧告されてきましたが、近年、日本では死刑判決が増加し(図1参照)、それに伴って死刑の執行数も急激に増加しています(図2参照)。ところが殺人罪の認知件数をはじめ、犯罪による死亡者数は年々減少する傾向にあります(図3参照)。凶悪犯罪が増えているわけではないのに、死刑の適用範囲が広がっているのです。



2 隠された死刑の実態

死刑の適用が拡大する一方で、その実態は市民に対してほとんど明らかにされていません。たとえば、死刑の具体的な執行方法や執行場所は、秘密にされています。いつ死刑を執行するのかについては、当の死刑確定者に対してすら、執行当日の、直前の時刻まで知らされず、家族と最後の別れをすることもできません。また、確定した死刑判決に誤りがあると考え再審(裁判のやり直し)を請求しても、死刑の執行を止める法的効果はありません。かつて1980年代に、4件の死刑事件が再審で無罪となりましたが、このような制度のもとでは誤った執行がなされる可能性は否定できません。さらに、死刑確定者が面会や文通を許される相手方は厳しく制限され、弁護士との間であっても秘密面会は保障されず、手紙の内容はすべて検査されます。死刑確定者は拘留所に収容されますが、拘留所内でもほかの被収容者との接触は原則的に禁止されています。社会からも、拘留所の被収容者たちからも、厳しく隔離されているのが死刑確定者の実態です。



死刑執行場のイラスト

3 委員会による厳しい勧告

今回の審査では、こうした日本の死刑制度のあり方に対して、日本の実情を踏まえた厳しい批判が繰り返されました。

●世論と死刑(総括所見16項)

なんといっても特徴的なのは、世論の多数が死刑制度を支持していることを強調する日本政府に対して、世論調査にかかわらず死刑廃止を検討すると同時に、国民に対して死刑廃止が望ましいことを知らせ、世論をリードするように求めたことです。人権上極めて問題の大きい死刑制度に、世論に依拠して固執してはならないと明確に述べたのです。



日本政府は死刑制度について市民にどのような説明をするつもりかと迫るヘレン・ケラー委員

●非人道的処遇の改善(総括所見16項)

また、厳しく自由を制限された死刑確定者の処遇や、近年相次いでいる70歳を超える高齢者や精神障がい者への死刑執行に対して、「より人道的なアプローチをとるよう考慮すべき」としました。さらに、死刑確定者とその家族の精神的苦痛の軽減という観点から、死刑執行日時をあらかじめ適切な余裕をもって告知するよう勧告しました。

●恩赦制度等の改善(総括所見16項)

また死刑に関しては30年以上まったく適用事例のない恩赦制度や、現行法では定められていない死刑執行の一時延期といった制度が利用可能になるよう勧告しました。

●手続的保障の改善(総括所見17項)

委員会はまた、日本の死刑確定者が、刑事手続面

で十分な権利保障を受けていないことを鋭く指摘しました。まず、多くの死刑確定者が、上訴権を行使しないまま執行されている事実を重視し、必ず最高裁まで審理を尽くすべく、必要の上訴制度を導入すべきとしました。また、現行法では、仮に再審請求中や恩赦の出願中であっても死刑執行が可能であることに對し、これらの請求による執行停止効を確立すべきであるとしました。

さらに、現状では死刑確定者が再審請求を依頼している弁護士との間で面会しようとしても、秘密面会が保障されないことに対しては、厳格な秘密性を確保すべきであるとしました。

●隔離処遇の見直し(総括所見21項)

死刑確定者はすべて単独室に収容することが法律上原則とされている点については、これを緩和するよう求めました。

■フォローアップ

そして、委員会は、以上の勧告事項のうち、総括所見17項と21項については、1年以内に委員会に追加情報を提供するように求めたのです。委員会が、これらの事項については次回第6回の審査を待って遅い、より早期の改善と対応を要する事項であるという認識を持っていることを示しており、問題の重要性を示しています。

4 日弁連の取組み

委員会による審査の終了から間もない2008年10月28日、日本政府は2名に対して死刑執行を行いました。まるで「死刑制度についてどのような勧告がなされようと受け入れない」と言わんばかりの執行です。しかし、日本は規約の締約国として、規約を誠実に実施する義務があります。委員会から受けた勧告を真摯に受け止め、これを履行していくために努力する必要があるのです。

日弁連は、規約がわが国の死刑制度に対して求めている内容を、わが国の死刑制度の実情を明らかにしつつ広く市民に提供し、勧告の実現に向けて日本政府との間でも建設的な対話を求めています。

第6章 代用監獄の廃止と取調べの録画・弁護人の立会いを求めて

1 代用監獄制度とは

警察における身体拘束期間の国際的なスタンダードは24時間ないし48時間です。一つの事件についての警察取調べは数時間までしか行われません。被疑者が裁判官の勾留決定後も拘置所に移送されず、警察留置場に拘禁され、1事件について23日間の取調べが可能とされる、いわゆる代用監獄制度は、世界中を探しても日本以外では見つからない異例な制度となっています。

近時志布志事件、引野口事件、氷見事件など代用監獄を舞台とした深刻なえん罪事件の発生は続いています。被疑者の身体が捜査機関のもとに置かれ、長時間にわたる取調べが継続される代用監獄制度は、仮に暴力や脅迫などの違法行為がなくとも、取調べが長期間にわたって継続することの圧力によって虚偽の自白を生み出す大きな根源となっています。2006年刑事被收容者処遇法の改正時に、日弁連の強い反対にもかかわらずこの制度は廃止されませんでした。2008年6月の国連人権理事会における勧告でも代用監獄制度の見直しが多くの国々から勧告されています。

2 代用監獄と取調べについての日本政府の説明

政府は、今回の審査においても代用監獄制度は2005年5月及び2006年6月の改正で、捜査と留置の分離が法律上明確に規定され、一般の市民を委員とする留置施設視察委員会が設置され、不服申立制度の設置なども改善され、また留置担当者には、人権尊重と捜査業務と留置の分離の意義について、教育指導をしているなどと説明しました。また、取調べは捜査手段として極めて重要であり、自白は証拠としてだけでなく反省のあらわれであり、犯罪者の更生の出発点でもあり、取調べに弁護人を同席させると捜査に重大な支障が生じるという理由や、取調べの可視化や弁護人の立会制度を認めるには様々な観点から慎重な検討があること、警察としては、捜査に携わらない者の取調べの監督制度を創設し、ま

た裁判員裁判対象事件については、被疑者供述の任意性立証に資するため、取調べの一部の録音・録画の試行を開始したことなどを説明しました。

3 委員の質問と意見

これに対して、国際人権(自由権)規約委員は、捜査と拘禁が分離されたとしても、このような長期間、弁護人の立会いやビデオ録画の保障もなく取調べが継続するということが、自白を強要することにつながり、規約14条に定める適正な刑事手続の保障に合致しないと指摘しました。日本の制度のもとでは、被疑者・弁護人と警察との対等性が確保されていない、この代用監獄システムではえん罪の悲劇が起りやすい、罪を犯したのは誰かを定めることは警察の仕事ではなく、それは裁判所の仕事であるとも反論されました。取調べの録画は、捜査官にとっても確実な証拠を残せるので有利な制度であるとの指摘もなされました。リヴァス・ボサダ委員長は、委員会審査の最後のまとめの発言において、わが国において懸念される人権問題の最初に代用監獄システムの問題を取り上げて指摘しました。

Index

日弁連製作ドキュメント 志布志の悲劇をジュネーブで上映

10月14日ジュネーブのNGOが集まるビルのホールで、日弁連製作ドキュメント映画「つくられる自白～志布志の悲劇」(英語字幕版)の上映会が開かれました。この上映を成功させるために、日弁連ではカラー印刷のチラシを作成し、委員らに配布しました。委員会のシーラー副委員長をはじめ、国連NGO関係者、ジュネーブ在住市民、日本人留学生など、多彩な顔ぶれが集まりました。事件の概要と映画製作の経緯について説明したうえで、上映を行いました。このような活動も日本における代用監獄制度の実態を委員会にアピールする上で有効でした。



2008年10月14日ジュネーブで行った上映会の様子
シーラー副委員長も出席した。

4 代用監獄制度の廃止を求める

総括所見は18項において、委員会は、捜査と拘禁の警察機能が正式に分離されたにもかかわらず、代用監獄は、23日間にも及ぶ期間、保釈の可能性なく、特に逮捕後の最初の72時間は弁護士へのアクセスも限定された状態で、警察留置施設に拘禁されるのであり、長期に及ぶ取調べと自白を得る目的での濫用的な取調べ方法の危険を増加させることに懸念を表明しました。そして、代用監獄制度の廃止、あるいは規約14条の完全な実施、取調べへの弁護人の立会い、逮捕時からの法律扶助、全医療記録を含む警察記録の開示、起訴前の保釈を勧告しました。

この所見は警察庁の説明にもかかわらず、代用監獄における長期の取調べそのものが本質的に危険であり、この制度が規約に違反することと廃止すべきことをかつてないほど明確に認めたといえます。

この勧告は、単に取調べの最中における弁護人の立会いだけでなく、更には取調べを中断して秘密裡に打ち合わせをする権利の保障を求めています。また被疑者国選制度の対象が限定されていること、逮捕直後ではなく勾留決定の段階から保障されることを批判しています。

また、すべての事件についてすべての警察捜査記録の開示を求めています。そして逮捕の直後から利用可能な保釈のシステムを求めています。

Index

フォローアップ 手続について

今回の審査から導入されているフォローアップ手続は、特に重大な人権問題を取り上げ、審査間にも対話を深め、改革を加速するために設けられた制度です。

今回の委員会を選んだ4点は、総括所見17項(死刑制度)、18項(代用監獄等)、19項(取調べ)及び21項(独居拘禁)です。委員会から見て、刑事司法に関する問題が重要で緊急の問題であると考えられたことがわかります。

5 取調べの規制と全面的監督を求める

また、総括所見19項において取調べ時間について制裁を伴う厳格な制限、全過程のビデオ録画を勧告しました。また、委員会は捜査における警察の役割は裁判のための証拠の収集であり、真実を明らかにすることではないこと、黙秘していることを不利益に斟酌してはならず、司法は自白よりも科学的な証拠に依拠すべきであると勧告しました。

この所見は、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則における取調べ時間の制限に拘束力がなく、法的な規制を行うべきであること、検察庁、警察庁が行っている部分的な取調べ記録制度では不十分であることを指摘しているものといえます。そして、このような制度のもとでえん罪が発生している危険性が高いこと、このことが誤った処刑の危険性をもたらしていることを指摘しています。

「刑事捜査における警察の役割は、真実を確定することではなく、裁判のために証拠を収集することであることを認識し、被疑者による黙秘は有罪の根拠とされないことを確保し、裁判所に対して、警察における取調べ中になされた自白よりも現代的な科学的な証拠に依拠することを奨励すべきである」との指摘は、この審査中の委員会と政府との対話を正確に反映しています。このように、この総括所見は代用監獄制度を温存し自白に依拠するわが国の刑事捜査制度の全面的な転換を求めているといえるでしょう。



台湾台北の警察署における録画装置付き取調べ室

第7章 塀の中に人権の光を

1 刑事被収容者のための新しい処遇法

2006年5月、受刑者処遇に関する法律が約100年ぶりに全面改訂され、その1年後には未決被収容者に関する新たな条文も加わって、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(刑事被収容者処遇法)が成立しました。この法改正は、名古屋刑務所で複数の受刑者が職員の暴行により死傷するという痛ましい事件を契機になされたもので、施設運営の透明化と改善向上を図るため、弁護士や医師、地元市民などから成る「刑事施設視察委員会」が設置され、被収容者からの不服申立て制度が整備されるなど、日弁連が長年にわたり求めてきた改革も実現し、大きな前進がありました。



被収容者から刑事施設視察委員会への提案・意見を入れる箱

2 委員会の勧告

しかし、新しい処遇法においても、いくつかの問題点が残されたままです。国際人権(自由権)規約委員会は、その中で新旧の大きな問題点について、改善を求めました。

● 視察委員会機能の独立と実効化(総括所見20項)

その第一は、各刑務所・拘置所ごとに置かれた「刑事施設視察委員会」と、これを模して各都道府県警察本部に設置された「留置施設視察委員会」に関するものです。視察委員会は重要な役割を果たしうる機関ですが、実際には専従の事務局もなければ、活動を保障する予算も極めて限られています。また、刑事施設では、弁護士会の推薦する弁護士委員が必ず任命されることを通じ、視察委員会の施設からの独立性が保たれていますが、留置施設ではこうしたシステムが確立していません。これらに対し委員会は、十分な人員配置と、施設管理者から独立

した人事を求めました。

視察委員会の独立性の強化と組織的な充実、第3章において述べた国内人権機関の設立とも相まって、国内における有効な人権侵害の防止メカニズムを形成していくための重要な課題であるといえます。

● 不服申立て制度の改善(総括所見20項)

また、刑事施設の被収容者による不服申立てに関しては、法務大臣が外部の専門家からなる調査検討会に付議することになっていますが、この調査検討会にも、十分なスタッフが保障されるべきであり、法務省は調査検討会の結論に従うことが求められました。

さらに、警察留置場の被留置者から出された不服申立ては、これを再審査する機関を、現行の都道府県公安委員会から、外部専門家からなる独立の機関に委譲すべきことが勧告されました。そして、次の報告書には、被収容者からの不服申立ての件数や内容、違法行為をした職員に対する処分内容などを盛り込むべきことが勧告されました。

● 昼夜単独室処遇の改善(総括所見21項)

旧監獄法の下では、受刑者が他の受刑者から隔離されて、終日、単独室のなかで過ごし、運動も入浴も一人で実施する隔離処遇が広く行われ、受刑者の心身に深刻な悪影響を及ぼしていました。新法の下では、こうした隔離処遇は厳しい要件のもとでのみ認められたものの、実際には様々な名目で、事実上の隔離ともいえるべき単独室処遇がなされていることが明らかになっています。委員会は、単独室拘禁は限定的で例外的措置にとどめること、保護室(騒音を発したり暴れたりする人を一時的に収容する特別の居室)への収容には期間の上限を設け、事前に身体及び精神面の診察を行うこと、そして法的な根拠が明確でない事実上の「隔離」を廃止することを求めました。

この昼夜単独室処遇の改善も、1年以内のフォローアップ手続の対象とされています。

第8章 刑罰で脅かされる表現の自由

1 相次ぐビラ配布と戸別訪問の検挙

最近、自衛隊官舎やマンションの郵便受けにビラを配布した活動家や公務員が、住居侵入罪や国家公務員法違反罪で逮捕、起訴され、有罪判決を受ける事件が相次いでいます。

また公職選挙法では、戸別訪問は全面禁止、文書配布も大幅に制限されていて、1946年以降戸別訪問や文書頒布罪で9万1,000人以上の人々が検挙、処罰されています。



ビラ事件 新聞記事

2 国際水準におくれる日本の人権保障—警察・検察・裁判所—

表現の自由、とくに文書配布や対話による政治批判や選挙活動が自由にできることは民主政治の基盤であり、国際人権(自由権)規約は表現の自由(19条)、政治参与の権利(25条)を保障しています。そして委員会は、規約上の権利の制限は、制限の必要性に比例しなければならないと考えていますから(比例原則)、具体的な弊害を問わずに、一律に刑罰でもってビラ配布や選挙活動を抑圧するのは規約に違反します。

日本が1979年に規約を批准した以後、これらの裁判で弁護側が規約の保障を主張する事例が増えていますが、裁判所はなかなか受け入れないのが現状です。

3 表現の自由に対する不合理な制限の撤廃を

今回この問題について委員会は、ビラ配布や選挙活動で多数の市民や公務員が上記の法律によって逮捕、起訴され、処罰されている日本の現状に懸念を表明したうえで、「規約19条、25条のもとで保障されている政治活動やその他の活動を、警察、検察及び裁判所が過度に制限することを防止するため、その法律からあらゆる不合理な制限を撤廃すべきである」と日本政府に勧告しました(総括所見26項)。

国家公務員法や公職選挙法など、具体的な法令名を明示したうえで不合理な制限の撤廃を勧告したところに、委員会のきっぱりした見解と強い要請が込められています。



表現の自由について質問するウェッジ ウッド委員

4 法改正と規約の国内適用に向けて

日本は、規約を批准した締約国として委員会の勧告を誠実に受け入れる義務があります。政府は早急に関係法律を改正するべきであり、警察・検察はこのような活動に対する干渉を中止するべきです。弁護士も、関連する裁判において積極的に今回の勧告を援用し、規約の実効的な国内適用を求める弁護活動を行うことが望まれます。

第9章 マイノリティを尊重し、差別のない社会へ

マイノリティ、とりわけ外国人、同性愛者、少数民族に対する差別の是正が強く求められています。

1 在住外国人の権利擁護を

■外国人研修生、技能実習生の保護

日本では外国人が単純作業を目的として滞在することはできないことになっています。しかし研修や技能実習という建前で外国人に単純労働をさせ、しかも最低賃金を下回る手当しか支払わないという事例があとをたちません。これに対して、国際人権(自由権)規約委員会は、最低賃金や社会保障を含めて、外国人労働者を日本の法律で保護することを求めています。雇用主が外国人労働者から旅券を取り上げたり、強制的に貯金をさせるなどして、逃亡を防止する悪質な事例もみられます。委員会は、外国人研修生や技能実習生を搾取する雇用主に適当な制裁を課すべきだとも、勧告しています。最低賃金法や労働基準法によって、最低賃金を下回る賃金の支払いや時間外労働に対する割増賃金の不払いなどの違反に対して刑事罰を科することができます。さらに、外国人研修生や技能実習生の制度を、能力向上に焦点をあてた新しい制度に改めるべきだという勧告も出されました。(総括所見24項)

■難民認定申請者に対する効果的な保護を

難民と認められる人でも、入管法53条3項は「法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合」に例外とはいえ強制送還ができることになっています。ところが、拷問等禁止条約では、拷問のおそれのある国への送還禁止についてこのような例外を認めていません。また政治的迫害をうけるおそれのある難民にはあたらなくても拷問を受けるおそれがあれば強制送還はできないのです。そこで拷問のおそれのある国への送還を禁止する規定をつくるよう、入管法の改正が求められています。また、難民申請の審査には時間がかかり、就労が禁止され収入の途がないので、生活費を国庫で支給するか、あるいは就労を認めるよう、勧告しています。さらに難民申請手続に際して弁護士、法律扶助、通訳人を確実に利用でき

るよう求められています。難民と認められなかった場合には不服申立てができるわけですが、その審査は法務省から独立した機関がすべきであり、さらに「テロ容疑者」と認定されると、難民であっても例外的に退去強制されることとなりますが、なぜテロリストの容疑があるとされるのかその根拠を争えるようにすることが求められています。行政手続で難民認定が得られないので、訴訟を準備していたところ、退去強制されてしまったという事例も報告されています。このような訴訟準備に必要な期間にあっては、退去強制しないことが求められています。(総括所見25項)



日本では難民と認定されなかったクルド人のドーガン氏は、カナダ政府により難民として受け入れられ、日本を去った。(写真提供：周香織氏)

■外国人に対する国民年金適用に経過措置を

日本の難民条約の批准と同時に、1982年に国民年金法が改正され、外国人も国民年金を受けられるようになりました。ところが、25年以上払い込むことが義務づけられているので、60歳まで25年間残っていない人に適用されません。また、20歳以上の外国人で国民年金加入前に障害があった場合には、障害年金が給付されません。このような無年金世代の人たちがいまや受給年齢にさしかかりました。日本人については1972年の沖縄返還の際などに、経過措置がとられました。委員会は、外国人にも同様の経過措置をとるよう求めています。(総括所見30項)

■朝鮮学校への差別の是正を

国は朝鮮学校への助成金を出しておらず、自治体の助成金も私立学校などに比べて著しく低い状況です。私立学校に対する寄付について認められる税金の免除が朝鮮学校に対する寄付については認められていません。委員会は、国や自治体に対してこの助成金の

増額と寄付金の減免を求めています。

また10年前の総括所見における注意喚起もあり、朝鮮学校卒業生に対して、受験資格を認める大学がかなり増えてきましたが、まだすべての大学が認めているわけではなく、現在は各大学の判断に委ねられています。朝鮮学校(高等部)卒業生にはその卒業の事実があれば一律に受験資格を認めるよう、国に対して措置を求めています。(総括所見31項)

2 性的指向に基づく差別の是正を

これまで、委員会が1989年に採択した一般的意見18でも、性的指向が規約26条の差別事由にあたることの指摘はありませんでした。また、個人通報によるオーストラリアでの事件(1994年の488/1992 Nicholas Toonen対オーストラリア事件)でも、同性愛行為を犯罪として処罰するのは、プライバシー侵害だとして規約17条違反としています。規約26条に違反するまでは言っていません。その後、委員会は、性的指向も規約26条にいう差別事由にあたることを認めて、今回日本に対して、差別禁止法の禁止する差別事由に性的指向を加えるよう求めました。ところが、日本ではまだ差別禁止法すら制定されていません。

日本では同性愛者の婚姻を認めていません。公営住宅法23条は同棲カップルにも公営住宅の入居資格を認めています。申請書の書式では、同性愛カップルは事実上排除される形になっています。また「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)は配偶者からの暴力の防止等を目的し、この「配偶者」には「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を含むとしています。しかし、実際には同性愛の相手からの暴力の場合にはDV防止法による措置は適用されていません。委員会は、婚姻していないカップルにも与えられている便益が同性愛カップルにも与えられるよう求めています。(総括所見29項)

3 先住民族としての権利を

琉球民族をマイノリティあるいは先住民族とみるかどうかについては、運動的な観点もふくめ、異なる見解がありますが、委員会は、アイヌ民族と琉球民族とを単なるマイノリティではなく先住民族と認め、その継承文化や伝統的生活様式の保護などし、土地についての権利を認めるべきとしています。カナダやオーストラリアでは先住民族に対する土地の返還などの施策が進められています。

2008年6月6日、衆議院及び参議院本会議において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」がなされ、日本政府は、上記決議を受けて発表された内閣官房長官の談話に従って政策を立案していくと回答していますが、日本もカナダやオーストラリアと同様の対応を求められています。また、教育については、先住民族の子に対するその言語での、あるいはその言語・文化についての教育と、多数者に対する先住民族の歴史と文化についての正規の教育課程における教育の双方が求められています。(総括所見32項)



1997年5月 アイヌ民族初の国会議員 萱野茂氏が参議院において演説している様子

第10章 女性がより一層のびのび生きられるように

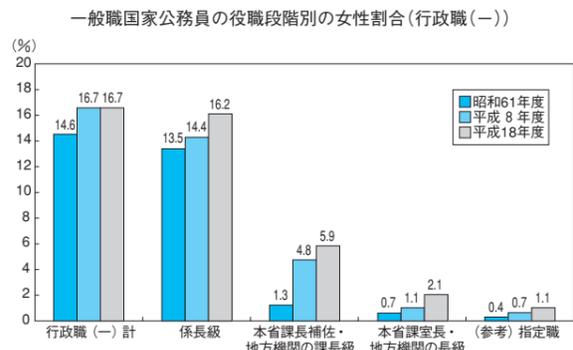
1 ほんとうに平等な男女共同参画実現のために

すべてのことには意味がある。日本の第5回政府報告書の提出が予定より4年も遅れ、国際人権(自由権)規約委員会審査が2008年10月となりました。日本では時あたかもワーキングプア、派遣切りなどが大々的にクローズアップされ、ともすれば見過ごされがちだった女性の非正規雇用労働者の劣悪な労働条件が、男女を問わず労働者の「健康で文化的な最低限度の生活」を脅かす重大な人権侵害として社会的に認知されるようになりました。

委員会は、男女共同参画社会基本法の制定、男女共同参画担当大臣の指名、2020年までに社会のすべての分野において指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%とすることを目的とする第2次男女共同参画基本計画の内閣承認、男女共同参画局の設置などを「歓迎する」と表明しつつ、「政府は、例えば法令による割当制を導入したり女性の参画の数値目標を見直すことによって、第2次男女共同参画基本計画で定められた時間の枠内で、国会及び官公庁の高い地位及び公共サービスの領域における男女共同参画を実現するための努力を強化すべきである」(総括所見12項)と明言しました。さらに、具体的な6つの措置を列挙した上で、「女性の正規職員としての雇用を促進し、性別による賃金格差を解消するための措置を取るべきである」(総括所見13項)と求めました。

	国会議員			衆議院議員			参議院議員		
	総数	女性議員数	女性議員の割合	総数	女性議員数	女性議員の割合	総数	女性議員数	女性議員の割合
1997	752	57	7.6%	500	23	4.6%	252	34	13.5%
1998	750	60	8.0%	499	24	4.8%	251	36	14.3%
1999	749	68	9.1%	497	25	5.0%	252	43	17.1%
2000	751	68	9.1%	499	25	5.0%	252	43	17.1%
2001	731	79	10.8%	480	36	7.5%	251	43	17.1%
2002	725	74	10.2%	479	36	7.5%	246	38	15.4%
2003	723	72	10.0%	477	34	7.1%	246	38	15.4%
2004	723	70	9.7%	477	34	7.1%	246	36	14.6%

出典：規約 第40条1(b)に基づく第5回政府報告



(備考) 1. 人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」より作成。
2. 昭和61年度、平成8年度は各年度末、18年度は1月15日現在の割合。
3. 係長級は、行政職俸給表(一)4~6級(平成18年度は3、4級)、本省課長補佐・地方機関の課長級は同7、8級(同5、6級)、本省課室長・地方機関の長級は同9~11級(同7~10級)の適用者に占める女性の割合。

出典：平成20年度版男女共同参画白書

2 実行あるのみ!

これまでも、非正規雇用は、女性が労働力市場に参入することを阻害する主な要因でしたが、その非正規雇用労働者に対する有形無形の障壁は、100年に1度といわれる大不況の中でいまや、女性に限らず、すべての労働者の人間らしい生存のあり方、いわば人間の尊厳そのものを損なう元凶でもあることが明らかになってきました。女性の社会参加に対する障壁を取り除くため、ポジティブ・アクションも含めて、委員会が指摘する措置を直ちに実行することこそが、ほんとうに平等な男女共同参画社会を実現し、ひいてはすべての労働者にとって、人間らしい生存、人間の尊厳を保障するためにとられるべき唯一の実効的な方法です。



NGOブリーフィングの様子(写真提供:国際人権活動日本委員会)

3 子どもの権利

刑事手続に関する委員会の勧告は子どもにも当然及ぶわけですが、このほか、性的な面で子どもの保護強化を求め、さらに婚外子に対する差別を解消するよう勧告しています。すなわち、国籍法3条、民法900条4項及び出生届においてその子が「嫡出子」であるか否かを記載しなければならない旨規定する戸籍法49条2項1号(※注：原文では49条1項1号とあるが、2項の誤りであると思われる。)も含めて、婚外子を差別するすべての条項を、法律から削除すべきであると求めています。委員会は、国籍取得、相続権や出生届などでの婚外子に対する差別を懸念し、差別条項の削除を求めています(総括所見28項)。

4 性暴力被害者の保護と尊厳の回復のために

委員会は政府に対し、「現実の性交渉以外にも近親相かん、性的虐待が男性に対する強かんと共に確実に重大な刑事犯罪であるとみなされるようにし、攻撃に対して抵抗したことを立証しなければならないという被害者の負担を取り除くこと、「裁判官、検察官、警察官及び刑務官に対する、性暴力についてのジェンダーに配慮した義務的研修を導入する」ことを求め(総括所見14項)、ドメスティック・バイオレンス被害者に対する保護と援助のための実効的な施策をとることを求め(総括所見15項)、かつ、「第二次世界大戦中の『慰安婦』制度について留保なく謝罪し、被害者の尊厳を回復し、まだ生きている加害者を訴追し、すべての生存被害者に対し権利の問題として十分な賠償を行うための速やかで実効的な立法的・行政的措置を取ることなどを求め(総括所見22項)、人身取引「被害者に保護を提供する民間シェルターを支援し、通訳、医療、カウンセリング、未払い賃金や損害賠償を請求するための法的支援、リハビリの長期的支援、すべての人身取引被害者の法的地位の安定化を保障することによって被害者支援を強化すべきである」と明言しました(総括所見23項)。

特に総括所見22項は、政府がこれまで、いわゆる「慰安婦」制度の問題を日本が規約を批准した1979年以前の問題であるとして、規約の国内的履行状況についての審査の対象からはずすことを重ねて求めてきたことを斥けたものであり、いわゆる「慰安婦」制度の被害者に対する保護と尊厳の回復が第二次大戦終結後60年余を経た今もなされないままであることが、到底許容することのできない現在進行形の重大な人権侵害であるとの委員会の立場を明らかにしたものです。

5 生存被害者が健在であるうちに、早く!

セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスを含む、現代的態様の性暴力被害者がこうむる精神的後遺症への研究の進捗が、戦時性奴隷制も含むあらゆる性暴力の被害者の尊厳の回復のために、①被害事実が歴史的真相として認められること、②加害者からの真摯な謝罪がなされること、③経済的損害を含むすべての損害が賠償されること、の三要素が必要不可欠であることが明らかになってきました。第二次大戦中のいわゆる「慰安婦」制度は、日本が国家として大規模な性暴力加害を行いながら、これら①~③のいずれもが依然として行われていないという、類を見ない重大な人権侵害なのです。

政府が、生存被害者が健在であるうちに、速やかに、歴史的事実の公式な承認、真摯な謝罪、及び実効的な損害賠償措置を行うことが、是非とも必要です。



韓国の日本大使館前でデモをする生存被害者ら(写真提供:アジア女性資料センター)

〈日弁連訳〉

規約第40条に基づき締約国から提出された報告書の審査

国際人権(自由権)規約委員会の総括所見

〈日本〉

- 委員会は、2008年10月15日及び16日に開かれた第2574回、2575回及び2576回の会合で、日本の第5回定期報告書(CCPR/C/JPN/5)を審査し、2008年10月28日及び29日に開かれた第2592回、2593回及び2594回の会合で、以下の総括所見を採択した。

A 序論

- 委員会は、締約国の包括的な第5回定期報告書、検討すべき課題一覧に対する書面による回答及び委員会の口頭による質問に対し、代表団が行った詳細な回答を歓迎する。しかし、委員会は、2002年10月が期限であったにもかかわらず、この報告書が2006年12月に提出されたことに留意する。委員会は、関係省庁の高官からなる大代表団と、対話に強い関心を示す多くの国内NGOの出席に感謝する。

B 肯定的側面

- 委員会は、男性と女性による権利の平等な享有を進めるために採らねたいくつかの立法上または制度上の措置、特に以下の措置を歓迎する。
 - 1999年に男女共同参画社会基本法が採択されたこと
 - 男女共同参画担当大臣が任命されたこと
 - 2020年までに社会の全ての分野において指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30パーセントとすることを目的として掲げる第2次男女共同参画基本計画が、2005年に内閣により承認されたこと
 - 男女共同参画基本計画を促進し、男女共同参画社会の発展のための基本政策を調整する男女共同参画局が設置されたこと

- 委員会は、(a)配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び婦人保護施設の設置、(b)改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の下での保護命令件数の増加及び保護命令範囲の拡充及び(c)人身売買を撲滅するため、2004年に人身取引対策行動計画を採択し、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を設置したこと等、家庭内暴力や性暴力及び人身売買を含むジェンダーに基づく暴力や搾取の被害者を保護し、支援するために締約国が採った措置に留意する。

- 委員会は、締約国が2007年に国際刑事裁判所に関するローマ規程へ加入したことを歓迎する。

C 主要な懸念事項と勧告

- 委員会は、第4回報告書書の審査後に出色た勧告の多くが履行されていないことに、懸念を有する。

締約国は、今回及びこれまでの総括所見で委員会によって採択された勧告を実施すべきである。

--

- 委員会は、規約の条項に直接言及した国内裁判所の判断に関して、規約違反はないとした最高裁判所判決以外の情報が存在しないことに留意する。(規約2条)

締約国は、規約の適用と解釈が、裁判官、検察官及び弁護士のための専門的教育の一部に組み込まれること及び規約に関する情報が下級審も含めすべてのレベルの司法機関に普及されることを確保すべきである。

- 委員会は、締約国が規約の第一選択議定書を批准しない理由の一つが、その批准が司法の独立を含む司法制度に関する問題を引き起こす可能性があるとの懸念であることに留意する。

締約国は、委員会の一貫した法解釈として、これは、上訴審としての第四審ではなく、国内裁判所が行う事実や証拠の評価、国内法の解釈適用に関する再審査は原則的に行わないとしていことを考慮し、第一選択議定書の批准を検討すべきである。

--

- 委員会は、締約国がいまだに独立した国内人権機関を設立していないことに、懸念を持って留意する(規約2条)。

締約国は、バリ原則(国連総会決議48/134-附属書)に則り、締約国によって承認されたすべての国際人権基準をカバーする広範な権限と、公権力による人権侵害の申立てを審査し、かつ、活動する権限を有する独立した国内人権機関を政府の外に設立し、同機関に対して十分な経済的・人的資源を割り当てるべきである。

- 委員会は、「公共の福祉」が人権に対して恣意的な制限を課す根拠とはなり得ないとの締約国の説明を考慮に入れないと、「公共の福祉」の概念は曖昧かつ無限定で、規約の下で許される範囲を超える制限を許すしかなれないとの懸念を、繰り返し表明する(規約2条)。

締約国は、「公共の福祉」の概念を定義し、かつ、規約が保障する権利に対する「公共の福祉」を理由とするいかなる制限も、規約のもとで許容される制限を超えてはならないことを明記する法律を制定すべきである。

- 委員会は、民法中の女性に作用する差別的な条項、例えば離婚後6か月間の女性の再婚禁止や、男性と女性の婚姻年齢の差異などについて、懸念を繰り返し表明する(規約2条(1)、3条、23条(4)及び26条)。

締約国は、女性の離婚後の再婚禁止期間を削除し、男性と女性の婚姻最低年齢を統一するとの観点から、民法を改正すべきである。

- 委員会は、公職における女性の参画についての数値目標にもかかわらず、女性が国会の議席のわずか18.2%、中央官庁の課長級以上の地位の1.7%しか占めておらず、女性の社会参加促進のための2008年計画で定められた数値目標のいくつかは、例えば2010年までに中央官庁の課長級と同等の地位の女性

CONSIDERATION OF REPORTS SUBMITTED BY STATES PARTIES UNDER ARTICLE 40 OF THE COVENANT
Concluding observations of the Human Rights Committee
〈Japan〉

- The Committee considered the fifth periodic report submitted by Japan (CCPR/C/JPN/5) at its 2574th, 2575th and 2576th meetings (CCPR/C/SR.2574, 2575 and 2576), held on 15 and 16 October 2008, and adopted the following concluding observations at its 2592nd, 2593rd and 2594th meetings (CCPR/C/SR.2592, 2593 and 2593), held on 28 and 29 October 2008.

A Introduction

- The Committee welcomes the State party's comprehensive fifth periodic report and written replies to the list of issues, as well as the detailed answers given by the delegation to the Committee's oral questions. It notes, however, that the report was submitted in December 2006, although it was due in October 2002. The Committee appreciates the presence of a large high-level inter-ministerial delegation, as well as of a large number of national non-governmental organizations showing a strong interest in the dialogue.

B Positive aspects

- The Committee welcomes the adoption of several legislative and institutional measures designed to advance the equal enjoyment of rights by men and women, in particular:
 - The adoption of a Basic Law for a Gender-Equal Society in 1999;
 - The appointment of a Government Minister for Gender Equality;
 - The approval by the Cabinet in 2005 of the Second Basic Plan for Gender Equality which sets the objective that women shall occupy at least 30 percent of leadership positions in all fields of society by 2020; and
 - The establishment of a Gender Equality Bureau which promotes the Basic Plan for Gender Equality and coordinates basic policies for the development of a gender-equal society.

- The Committee notes the measures taken by the State party to protect and assist victims of gender-based violence and exploitation, including domestic violence, sexual violence and trafficking in persons, such as (a) the establishment of Spousal Violence Counselling and Support Centres, Women's Consulting Offices and Women's Protection Facilities; (b) the increase in the number of protection orders and the extension of their scope under the revised Act on the Prevention of Spousal Violence and the Protection of Victims; and (c) the adoption in 2004 of an Action Plan of Measures to Combat Trafficking in Persons and the establishment of an Inter-Ministerial Liaison Committee (Task Force) to combat trafficking.

- The Committee welcomes the State party's accession to the Rome Statute of the International Criminal Court in 2007.

C Principal subjects of concern and recommendations
--

- The Committee is concerned that many of its recommendations issued after the consideration of the State party's fourth periodic report have not been implemented.

The State party should give effect to the recommendations adopted by the Committee in the present as well as in its previous concluding observations.

- The Committee notes the absence of information on domestic court decisions, other than Supreme Court judgments finding no violation of the Covenant, which make direct reference to provisions of the Covenant. (art. 2)

The State party should ensure that the application and interpretation of the Covenant form part of the professional training for judges, prosecutors and lawyers and that information about the Covenant is disseminated at all levels of the judiciary, including the lower courts.

- The Committee notes that one of the reasons why the State party has not ratified the first Optional Protocol to the Covenant is the concern that such ratification may give rise to problems with regard to its judicial system, including the independence of its judiciary.

The State party should consider ratifying the Optional Protocol taking into account the Committee's consistent jurisprudence that it is not a fourth instance of appeal and that it is, in principle, precluded from reviewing the evaluation of facts and evidence or the application and interpretation of domestic legislation by national courts.

- The Committee notes with concern that the State party has still not established an independent national human rights institution. (art. 2)

The State party should establish an independent national human rights institution outside the Government, in accordance with the Paris Principles (General Assembly resolution 48/134, annex), with a broad mandate covering all international human rights standards accepted by the State party and with competence to consider and act on complaints of human rights violations by public authorities, and allocate adequate financial and human resources to the institution.

- While taking note of the State party's explanation that "public welfare" cannot be relied on as a ground for placing arbitrary restrictions on human rights, the Committee reiterates its concern that the concept of "public welfare" is vague and open-ended and may permit restrictions exceeding those permissible under the Covenant. (art. 2)

The State party should adopt legislation defining the concept of "public welfare" and specifying that any restrictions placed on the rights guaranteed in the Covenant on grounds of "public welfare" may not exceed those permissible under the Covenant.

- The Committee reiterates its concern about discriminatory provisions in the Civil Code affecting women, such as the prohibition for women to remarry during six months following divorce and the different age of marriage for men and women. (arts. 2 (1), 3, 23 (4) and 26)

The State party should amend the Civil Code, with a view to eliminating the period during which women are prohibited from remarrying following divorce and harmonizing the minimum age of marriage for men and women.

- The Committee notes with concern that, despite numerical targets for the representation of women in public offices, women hold only 18.2 percent of the seats in the Diet and 1.7 percent of government posts at the level of directors of Ministries, and that some of the numerical targets set in the 2008 Programme for Accelerating

の参画について5%を目標とするというように、極端に控えめであることを、懸念を持って留意する(規約2条(1)、3条、25条及び26条)。

締約国は、例えば法令による割当制を導入したり女性の参画の数値目標を見直したりする等、特別の措置を採用することによって、2005年に採択された第二次男女共同参画基本計画で定められた時間の枠内で、国会及び政府の最高レベル及び公職における女性と男性の衡平な参画を実現するための努力を強化すべきである。

- 委員会は、女性が民間企業の管理職的立場に占める割合がわずか10%であり、平均して男性の賃金の51%しか受け取っていないこと、女性が非正規雇用労働者の70%を占め、そのため有給休暇、母性保護、家族手当などの福利厚生から排除され、その不安定な契約状況のためにセクシュアルハラスメントにさらされやすいこと、そして家庭生活を維持するために往々にしてパートタイム労働者として働くことを余儀なくされているという報告に、懸念を有する(規約2条(1)、3条及び26条)。

締約国は、(a)すべての企業に、女性にとって均等な雇用機会を確保するためのポジティブ・アクション(積極的差別是正措置)を取るよう求め、(b)労働時間の長時間化をもたらす労働基準のいかなる規制緩和も見直すこととし、(c)男性と同様女性が仕事と家庭生活のバランスを取れるようにとの観点から保育施設の数をさらに増加させ、(d)改正パートタイム労働法のもとでパートタイム労働者が均等待遇を得るための条件を緩和し、(e)職場でのセクシュアルハラスメントを刑事処罰の対象とし、(f)男女雇用機会均等法のもとで禁止される間接差別の形態を、当該労働者が世帯主であるとの地位、又は、パートタイム労働者若しくは契約社員であるとの地位に基づく異なる取扱いにまで拡大し、間接差別を防止するための効果的な措置を取ることを含む、女性の正規職員としての雇用を促進し、性別による賃金格差を解消するための措置を取るべきである。

- 委員会は、刑法177条の強かんの定義が男女間の現実の性交渉しかカバーしておらず、攻撃に対する被害者の抵抗が要件とされていること、強かん及びその他の性犯罪が、被害者が13歳未満である場合を除き被害者の告訴なしには訴追できないことに、懸念を持って留意する。委員会は、また、性暴力加害者がしばしば公正処罰を免れたり軽い刑に処されたりすること、裁判官がしばしば被害者の過去の性的経歴に不適切に焦点を当て、被害者に攻撃に対して抵抗したこと証拠を提出するよう求めること、改正受刑者処遇法及び警察庁の被害者保護のための指針の監督と施行が非実効的であり、性暴力について専門的な訓練を受けた医師と看護師が、そのような訓練を提供するNGOに対するサポートとともに欠如していることにも、懸念を有する(規約3条、7条及び26条)。

締約国は、刑法177条の強かんの定義の範囲を拡大して、近親相かん、現実の性交渉以外の性的虐待が男性に対する強かんと共に重大な刑事犯罪であると考えられるように確保し、攻撃に対して抵抗したことを立証しなければならぬという被害者の負担を取り除き、強かん及びその他の性暴力犯罪を職権で訴追すべきである。締約国はまた、裁判官、検察官、警察官及び刑務官に対する、性暴力についてのジェンダーに配慮した義務的研修を導入すべきである。

- 委員会は、ドメスティック・バイオレンスの加害者に対する量刑が報告によると軽いとされていること、保護命令違反者の逮捕が、度重なる違反のある場合または警告を無視した場合にのみなされることを懸念する。委員会は、また、ドメスティック・バイオレンス被害者に対する長期的な支援が欠如していること、外国人であるドメスティック・バイオレンス被害者に対する在留資格付与の遅れが、安定した雇用に応募し社会保障給付へアクセスすることを事実上排除していることに、懸念を有する(規約3条、7条、26条及び2条(3))。

締約国は、ドメスティック・バイオレンス加害者に対する量刑政策を見直し、保護命令違反者を拘留して訴追し、ドメスティック・バイオレンス被害者に対する損害賠償額とシングルマザーに対する育児手当額を増大させ、損害賠償と子どもの扶養に対する裁判所の命令を執行し、長期的なリハビリプログラムやリハビリ施設を、国民でない者を含む特別な必要のある被害者に対する援助と同様に、強化すべきである。

- 委員会は、実務上、殺人を含む犯罪に対してしか死刑が科されていないことに留意しつつも、死刑を科すことのできる犯罪の数が依然として減少していないこと及び死刑執行の数が近年着々と増加していることへの懸念を繰り返し表明する。委員会は、また、死刑確定者が単独室拘禁に付され、それがしばしば長期間にわたり、また死刑執行の日に先立って告知されることなく処刑され、高齢者や精神障がいがあるという事実にもかかわらず執行される例があることに懸念を有する。恩赦、減刑ないし執行延期に関する権限が行使されていないこと、またこうした救済による利益を求める手続に関する透明性が欠けていることもまた、懸念事項である(規約6条、7条及び10条)。

締約国は、世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討し、必要に応じて、国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきである。当面の間、規約第6条第2項にしたがい、死刑は最も深刻な犯罪に厳格に限定されるべきである。締約国は、死刑確定者の処遇、高齢者ないし精神障がい者に関する、より人道的なアプローチをとるよう考慮すべきである。締約国は、死刑執行により備えられる機会がないことにより披る精神的苦痛を軽減するとの観点から、死刑確定者及びその家族に、予定されている死刑執行の日時について適切な余裕をもって合理的な事前の告知が与えられることもまた確保すべきである。恩赦、減刑及び執行延期は、死刑を科された者にとって真に利用可能なものであるべきである。

- 委員会は、上訴権を行使しないまま有罪とされ死刑を科される被告人の数が増加していること、裁判所が再審開始を決定するまでは、死刑確定者と再審請求を担当する弁護士との面会に刑事施設職員が立会い、監視をすること、再審や恩赦の請求に死刑の執行を停止する効力がないことを、懸念を持って留意する(規約6条、14条)。

締約国は、死刑判決に対する(上訴審における)再審査を義務的とするシステムを導入し、再審請求や恩赦の出願による執行停止効を確保すべきである。執行停止の濫用を防止するため、恩赦の出願の回数には制限が設けられてもよい。締約国は、また、死刑確定者と再審に関する弁護士との間のすべての面会の厳格な秘密性を確保すべきである。

- 委員会は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律のもとで、捜査と拘禁の警察機能が正式に分離されたにもかかわらず、代替収容制度(代用監獄)は、そのもとで被疑者が、捜査を容易にするために23日間に及ぶ期間、保釈の可能性なく、特に逮捕後の最初の72時間においては弁護士へのアクセスも限定された状態で、警察の拘禁施設に拘禁せらるるものであり、長期に及ぶ取調べと自白を得る目的での濫用的な取調方法の危険を増加させることについて、懸念を繰り返し表明する(7条、9条、10条及び14条)。

締約国は、代用監獄制度を廃止すべきであり、あるいは、規約第14条に含まれるすべての保障に完全に適合させることを確保すべきである。締約国は、すべての被疑者が取調べ過程の最中を含み弁護士と秘密に交通できる権利、逮捕されたその時から、かつ、犯罪嫌疑の性質に関わりなく法律扶助が受けられる権利、自分の事件と関連するすべての警察記録の開示を受けられる権利及び医療措置を受ける権利を確保すべきである。締約国は、また、起訴前保釈制度も導入すべきである。

Women's Social Participation are extremely modest, such as the 5 percent target for women's representation in positions equivalent to directors of Ministries by 2010. (arts. 2 (1), 3, 25 and 26)

The State party should intensify its efforts to achieve equitable representation of women and men in the National Diet and at the highest levels of the government and in the public service, within the timeframe set in the Second Basic Plan for Gender Equality adopted in 2005, by adopting special measures such as statutory quota and by reviewing numerical targets for women's representation.

- The Committee is concerned about reports that women hold only 10 percent of management positions in private companies and earn on average only 51 percent of men's salaries, that women account for 70 percent of informal workers and as such are excluded from benefits such as paid leave, maternity protection and family allowance, are vulnerable to sexual harassment due to their unstable contractual situation, and that they are often forced to work as part-time workers to sustain family life. (arts. 2 (1), 3 and 26)

The State party should take measures to promote the recruitment of women as formal workers and to eliminate the gender wage gap, including: (a) require all companies to take positive action to ensure equal employment opportunities for women; (b) review any deregulation of labour standards resulting in longer working hours; (c) further increase the number of childcare facilities, with a view to enabling women as well as men to balance work and family life; (d) relax the conditions for equal treatment of part-time workers under the revised Part-Time Workers Law; (e) criminalize sexual harassment at the workplace; (f) extend the prohibited forms of indirect discrimination under the Law on Equal Opportunity and Treatment of Men and Women to include the different treatment of employees on the basis of their status as heads of household or as part-time or contract employees; and (g) adopt effective measures to prevent indirect discrimination.

- The Committee notes with concern that the definition of rape in Article 177 of the Criminal Code only covers actual sexual intercourse between men and women and requires resistance by victims against the attack, and that rape and other sexual crimes cannot be prosecuted without a complaint filed by the victim except in cases where the victim is under 13 years of age. It is also concerned about reports that perpetrators of sexual violence frequently escape just punishment or receive light sentences, that judges often unduly focus on the sexual past of victims and require them to provide evidence that they have resisted the assault, that the monitoring and enforcement of the revised Prison Law and the guidelines of the National Police Agency for victim support is ineffective, and that there is a lack of doctors and nurses with specialized training in sexual violence, as well as of support for NGOs providing such training. (arts. 3, 7 and 26)

The State party should broaden the scope of the definition of rape in Article 177 of the Criminal Code and ensure that incest, sexual abuse other than actual sexual intercourse, as well as rape of men, are considered serious criminal offences; remove the burden on victims to prove resistance against the assault; and prosecute rape and other crimes of sexual violence *ex officio*. It should also introduce mandatory gender-sensitive training in sexual violence for judges, prosecutors and police and prison officers.

- The Committee is concerned that sentences for perpetrators of domestic violence are reportedly lenient and that violators of protection orders are only arrested in cases of repeated violations or when they ignore warnings. It is also concerned that there is a lack of long-term assistance for victims of domestic violence, and that the delays in granting foreign victims of domestic violence residence status effectively bar them from applying for stable employment and from accessing social security benefits. (arts. 3, 7, 26 and 2 (3))

The State party should review its sentencing policy for perpetrators of domestic violence, detain and prosecute violators of protection orders, increase the amount of compensation for victims of domestic violence and of child-rearing allowances for single mothers, enforce court orders for compensation and child support, and strengthen long-term rehabilitation programmes and facilities, as well as assistance for victims with special needs including non-citizens.

- While noting that in practice the death penalty is only imposed for offences involving murder, the Committee reiterates its concern that the number of crimes punishable by the death penalty has still not been reduced and that the number of executions has steadily increased in recent years. It is also concerned that death row inmates are kept in solitary confinement, often for protracted periods, and are executed without prior notice before the day of execution and, in some cases, at an advanced age or despite the fact that they have mental disabilities. The non-use of the power of pardon, commutation or reprieve, as well as the absence of transparency concerning procedures for seeking benefit for such relief, is also a matter of concern. (arts. 6, 7 and 10)

Regardless of opinion polls, the State party should favourably consider abolishing the death penalty and inform the public, as necessary, about the desirability of abolition. In the meantime, the death penalty should be strictly limited to the most serious crimes, in accordance with article 6, paragraph 2, of the Covenant. Consideration should be given by the State party to adopting a more humane approach with regard to the treatment of death row inmates and the execution of persons at an advanced age or with mental disabilities. The State party should also ensure that inmates on death row and their families are given reasonable advance notice of the scheduled date and time of the execution, with a view to reducing the psychological suffering caused by the lack of opportunity to prepare themselves for this event. The power of pardon, commutation and reprieve should be genuinely available to those sentenced to death.

- The Committee notes with concern that an increasing number of defendants are convicted and sentenced to death without exercising their right of appeal, that meetings of death row inmates with their lawyer in charge of requesting a retrial are attended and monitored by prison officials until the court has decided to open the retrial, and that requests for retrial or pardon do not have the effect of staying the execution of a death sentence. (arts. 6 and 14)

The State party should introduce a mandatory system of review in capital cases and ensure the suspensive effect of requests for retrial or pardon in such cases. Limits may be placed on the number of requests for pardon in order to prevent abuse of the suspension. It should also ensure the strict confidentiality of all meetings between death row inmates and their lawyers concerning retrial.

- The Committee reiterates its concern that, despite the formal separation of the police functions of investigation and detention under the Act on Penal Detention Facilities and Treatment of Inmates and Detainees, the substitute detention system (*Daiyo Kangoku*), under which suspects can be detained in police detention facilities for a period up to 23 days to facilitate investigations, without the possibility of bail and with limited access to a lawyer especially during the first 72 hours of arrest, increases the risk of prolonged interrogations and abusive interrogation methods with the aim of obtaining a confession. (arts. 7, 9, 10 and 14)

The State party should abolish the substitute detention system or ensure that it is fully compliant with all guarantees contained in article 14 of the Covenant. It should ensure that all suspects are guaranteed the right of confidential access to a lawyer, including during the interrogation process, and to legal aid from the moment of arrest and irrespective of the nature of their alleged crime, and to all police records related to their case, as well as to medical treatment. It should also introduce a pre-indictment bail system.

have been deported before they could submit an objection against the negative decision on their application staying the execution of the deportation order. (arts. 7 and 13)

The State party should consider amending the Immigration Control and Refugee Recognition Act, with a view to explicitly prohibiting the return of asylum seekers to countries where there is a risk of torture or other ill-treatment, and ensure that all asylum seekers have access to counsel, legal aid and an interpreter, as well as to adequate state-funded social assistance or employment during the entire length of proceedings. It should also establish an entirely independent appeal mechanism, including for applicants who are deemed to be “possible terrorists” by the Minister of Justice, and ensure that rejected applicants are not deported immediately after the conclusion of the administrative proceedings before they can submit an appeal against the negative asylum decision.

26.The Committee is concerned about unreasonable restrictions placed on freedom of expression and on the right to take part in the conduct of public affairs, such as the prohibition of door-to-door canvassing, as well as restrictions on the number and type of written materials that may be distributed during pre-election campaigns, under the Public Offices Election Law. It is also concerned about reports that political activists and public employees have been arrested and indicted under laws on trespassing or under the National Civil Service Law for distributing leaflets with content critical of the government to private mailboxes. (arts. 19 and 25)

The State party should repeal any unreasonable restrictions on freedom of expression and on the right to take part in the conduct of public affairs from its legislation to prevent the police, prosecutors and courts from unduly restricting political campaigning and other activities protected under articles 19 and 25 of the Covenant.

27.The Committee is concerned about the low age of sexual consent which has been set at 13 years for boys and girls. (art. 24)

The State party should raise the age of sexual consent for boys and girls from its current level of 13 years, with a view to protecting the normal development of children and preventing child abuse.

28.The Committee reiterates its concern that children born out of wedlock are discriminated against with regard to the acquisition of nationality, inheritance rights and birth registration. (arts. 2 (1), 24 and 26)

The State party should remove any provisions discriminating against children born out of wedlock from its legislation, including Article 3 of the Nationality Law, Article 900 (4) of the Civil Code, as well as Article 49 (1), item 1, of the Family Registration Law prescribing that birth registration forms shall indicate whether or not a child is “legitimate”.

29.The Committee is concerned about discrimination against lesbian, gay, bisexual and transgender persons in employment, housing, social security, health care, education and other fields regulated by law, as exemplified by Article 23 (1) of the Public Housing Law which applies only to married and unmarried opposite-sex couples and effectively bars unmarried same-sex couples from renting public housing, and by the exclusion of same-sex partners from the protection under the Law for the Prevention of Spousal Violence and the Protection of Victims. (arts. 2 (1) and 26)

The State party should consider amending its legislation, with a view to including sexual orientation among the prohibited grounds of discrimination, and ensure that benefits granted to unmarried cohabiting opposite-sex couples are equally granted to unmarried cohabiting same-sex couples, in line with the Committee’s interpretation of article 26 of the Covenant”.

30.The Committee notes with concern that, as a result of the non-retroactivity of the elimination of the nationality requirement from the National Pension Law in 1982 combined with the requirement that a person must pay contributions to the pension scheme for at least 25 years between the ages of 20 and 60, a large number of non-citizens, primarily Koreans who lost Japanese nationality in 1952, are effectively excluded from eligibility to pension benefits under the national pension scheme. It also notes with concern that the same applies to disabled non-citizens who were born before 1962, due to a provision that non-citizens who were older than 20 years at the time when the nationality clause was repealed from the National Pension Law are not eligible for disability pension benefits. (arts. 2 (1) and 26)

The State party should make transitional arrangements for non-citizens affected by the age requirements stipulated in the National Pension Law, with a view to ensuring that non-citizens are not discriminatorily excluded from the national pension scheme.

31.The Committee is concerned that state subsidies for schools that teach in the Korean language are significantly lower than those for ordinary schools, making them heavily dependent on private donations which are not exempted or deductible from taxes, unlike donations to private Japanese schools or international schools, and that diplomas from Korean schools do not automatically qualify students to enter university. (arts. 26 and 27)

The State party should ensure the adequate funding of Korean language schools, by increasing state subsidies and applying the same fiscal benefits to donors of Korean schools as to donors of other private schools, and recognize diplomas from Korean schools as direct university entrance qualifications.

32.The Committee notes with concern that the State party has not officially recognized the Ainu and the Ryukyu/Okinawa as indigenous peoples entitled to special rights and protection. (art. 27)

The State party should expressly recognize the Ainu and Ryukyu/Okinawa as indigenous peoples in domestic legislation, adopt special measures to protect, preserve and promote their cultural heritage and traditional way of life, and recognize their land rights. It should also provide adequate opportunities for Ainu and Ryukyu/Okinawa children to receive instruction in or of their language and about their culture, and include education on Ainu and Ryukyu/Okinawa culture and history in the regular curriculum.

33.The Committee sets 29 October 2011 as the date for the submission of the sixth periodic report of Japan. It requests that the State party’s fifth periodic report and the present concluding observations be published and widely disseminated in Japanese and, to the extent possible, in national minority languages to the general public, as well as to the judicial, legislative and administrative authorities. It also requests that the sixth periodic report be made available to civil society and to non-governmental organizations operating in the State party.

34.In accordance with rule 71, paragraph 5, of the Committee’s rules of procedure, the State party should submit within one year information on the follow-up given to the Committee’s recommendations in paragraphs 17, 18, 19 and 21 above. The Committee requests the State party to include in its next periodic report information on its remaining recommendations and on the implementation of the Covenant as a whole.

※ See Young v. Australia, Communication No. 901/1999 and X v. Colombia, Communication No. 1361/2005.

締約国は、拷問その他の虐待の危険がある国への難民申請者の送還を明文で禁止することを視野に入れた出入国及び難民認定法の改正を検討し、全ての難民申請者に対し、弁護士、法律扶助、通訳のほか、手続の全期間にわたる適当な国庫による社会保障あるいは雇用へのアクセスを確保すべきである。締約国はまた、法務大臣によってテロリスト容疑者とみなされた難民申請者も利用する完全に独立した不服申立審査機構を設置すべきであり、行政手続の終了後難民申請者がその難民不認定の決定に対する裁判を提起する前に直ちに強制送還されないことを確保すべきである。

26.委員会は、表現の自由と政治に参与する権利に対して加えられた、公職選挙法による戸別訪問の禁止や選挙活動期前日に配布することのできる印刷物の数と形式に対する制限などの不合理な制限に、懸念を有する。委員会はまた、政府に対する批判の内容を含むビラを郵便受けに配布する行為に対して、住居侵入罪もしくは国家公務員法に基づいて、政治活動家や公務員が逮捕され、起訴されたという報告に、懸念を有する(規約19条、25条)。

締約国は、規約第19条及び25条のもとで保障されている政治活動やその他の活動を警察、検察及び裁判所が過度に制限することを防止するため、その法律から、表現の自由及び政治に参与する権利に対するあらゆる不合理な制限を撤廃すべきである。

27.委員会は、性的同意年齢が、男児及び女児ともに13歳と低い年齢に設定されていることに、懸念を有する。

締約国は、子どもの正常な発達を保護し児童虐待を防止するため、男児及び女性の性的同意年齢を現在の13歳から引き上げるべきである。

28.委員会は、婚外子(国籍取得、相続権及び出生届の点で差別されていることにつき、繰り返し懸念を表明する(規約2条(1)、24条及び26条)。

締約国は、子どもが正常な発達を保護し児童虐待を防止するため、男児及び女性の性的同意年齢を現在の13歳から引き上げるべきである。

28.委員会は、婚外子(国籍取得、相続権及び出生届の点で差別されていることにつき、繰り返し懸念を表明する(規約2条(1)、24条及び26条)。

締約国は、国籍法3条、民法900条4項及び出生届においてその子が[嫡出子]であるか否かを記載しなければならない旨規定する戸籍法49条2項1号(※訳注：原文では49条1項1号とあるが、2項の誤りであると思われる。))も含めて、婚外子を差別するすべての条項を、法律から削除すべきである。

29.委員会は、婚姻したあるいは婚姻していない異性のカップルに対してのみ適用され、もって婚姻していない同性のカップルが公営住宅を賃借することを事実上妨げている公営住宅法23条1項や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による保護から同性のカップルの一方が排除されていることに例証されているように、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及び性同一性障がいの人々に対して、雇用、居住、社会保障、健康保険、教育及び法によって規制されたその他の領域における差別があることに、懸念を有する(規約2条(1)及び26条)。

締約国は、差別禁止の根拠に性的指向を含めるよう法律を改正することを検討し、委員会の規約第26条についての解釈²に沿って、婚姻していない同居している異性のカップルに付与されている利益が、婚姻していない同居している同性のカップルに対しても同等に付与されることを確保すべきである。

30.委員会は、1982年国民年金法からの国籍条項削除が不週³であることが、20歳から60歳の間に最低25年間年金保険料を払わなければならないという要件と相まって、多数の外国人、主に1952年に日本国籍を喪失した韓国・朝鮮人をして、国民年金制度の下での年金受給資格から事実上排除する結果となっていることに、懸念を持って留意する。委員会はまた、国民年金法から国籍条項が撤廃された時点で20歳を超える外国人は障害年金給付が受けられないという規定により、1962年前に生まれた障がいを持つ外国人にも同じことがあてはまることに、懸念を持って留意する(規約2条1項、26条)。

締約国は、外国人を国民年金制度から差別的に排除しないことを確保するため、国民年金法の年齢制限規定によって影響を受けた外国人のため経過措置を講ずべきである。

31.委員会は、朝鮮学校に対する国庫補助金が通常の学校に対する補助金より極めて低額であり、日本の私立学校やインターナショナルスクールへの寄付と違い税金の免除や減額が認められない私人による寄付に朝鮮学校をして過度に依存させていること及び朝鮮学校の卒業生が自動的に大学受験資格を取得しないことに、懸念を有する。

締約国は、国庫補助金の増額並びに他の私立学校への寄付と同様の財政上の優遇措置を朝鮮学校への寄付に適用することによって朝鮮学校に対する適切な財政的支援を確保すべきであり、また朝鮮学校卒業生に大学受験資格を認めるべきである。

32.委員会は、アイヌ民族及び琉球民族を特別な権利や保護を受ける資格がある先住民として締約国が公式に認めないことに、懸念を持って留意する(規約27条)。

締約国は、アイヌ民族と琉球民族を国内法で先住民と明確に認め、彼らの継承文化や伝統的生活様式を保護、保存及び促進する特別な措置を講じ、彼らの土地についての権利を認めるべきである。締約国はまた、アイヌ民族や琉球民族の子ども達に彼らの言語によってあるいは彼らの言語について、また彼らの文化について教育を受ける適切な機会を提供し、正規の教育課程にアイヌ民族と琉球民族の文化と歴史の教育を組み込むべきである。

33.委員会は、日本の第6回定期報告書の提出日を、2011年10月29日と定める。締約国の第5回定期報告書及び本総括所見が、日本語、そして可能な範囲において、国内少数言語で、一般市民に対し、また、司法、立法、行政当局に対しても公表され、かつ、広く普及されるよう、要請する。委員会はまた、第6回提起報告書が、市民社会及び締約国内で活動するNGOに入手可能とされることを要請する。

34.委員会手続規則71パラグラフ5に従い、締約国は、委員会による上記パラグラフ17、18、19及び21の各勧告について、1年以内にフォローアップ情報を提供しなくてはならない。委員会は、締約国が次回定期報告書に、残された勧告および条約全体の履行状況に関する情報を記載するよう、要請する。

※ Young v. Australia, Communication No. 901/1999 and X v. Colombia, Communication No. 1361/2005. 参照。

19.The Committee notes with concern the insufficient limitations on the duration of interrogations of suspects contained in internal police regulations, the exclusion of counsel from interrogations on the assumption that such presence would diminish the function of the interrogation to persuade the suspect to disclose the truth, and the sporadic and selective use of electronic surveillance methods during interrogations, frequently limited to recording the confession by the suspect. It also reiterates its concern about the extremely high conviction rate based primarily on confessions. This concern is aggravated in respect of such convictions that involve death sentences. (arts. 7, 9 and 14)

The State party should adopt legislation prescribing strict time limits for the interrogation of suspects and sanctions for non-compliance, ensure the systematic use of video recording devices during the entire duration of interrogations and guarantee the right of all suspects to have counsel present during interrogations, with a view to preventing false confessions and ensuring the rights of suspects under article 14 of the Covenant. It should also acknowledge that the role of the police during criminal investigations is to collect evidence for the trial rather than establishing the truth, ensure that silence by suspects is not considered inculpatory, and encourage courts to rely on modern scientific evidence rather than on confessions made during police interrogations.

20.The Committee is concerned that the Penal Institution Visiting Committees, the Detention Facilities Visiting Committees established under the 2006 Act on Penal Detention Facilities and Treatment of Inmates and Detainees, the Review and Investigation Panel for Complaints from Inmates of Penal Institutions reviewing complaints that have been dismissed by the Minister of Justice, as well as the Prefectural Public Safety Commissions responsible for reviewing complaints, petitions for review and reports of cases submitted by detainees, lack the independence, resources and authority required for external prison or detention monitoring and complaint mechanisms to be effective. In this regard, it notes the absence of any verdicts of guilt or disciplinary sanctions against detention officers for crimes of assault or cruelty during the period from 2005 to 2007. (arts. 7 and 10)

The State party should ensure (a) that the Penal Institution and Detention Facilities Visiting Committees are adequately equipped and have full access to all relevant information in order to effectively discharge their mandate and that their members are not appointed by the management of penal institutions and police detention facilities; (b) that the Review and Investigation Panel for Complaints from Inmates of Penal Institutions is adequately staffed and that its opinions are binding on the Ministry of Justice; and (c) that the competence for reviewing complaints submitted by detainees is transferred from the Prefectural Public Safety Commissions to an independent body comprised of external experts. It should include in its next periodic report statistical data on the number and nature of complaints received from prisoners and detainees, the sentences or disciplinary measures imposed on perpetrators, and any compensation provided to victims.

21.The Committee is concerned that death row inmates are confined to single rooms during day and night, purportedly to ensure their mental and emotional stability, and that lifetime prisoners are sometimes also placed in solitary confinement for protracted periods of time. It is also concerned about reports that inmates may be confined to protection cells without prior medical examination for a period of 72 hours initially which is indefinitely renewable, and that a certain category of prisoners are placed in separate “accommodating blocks” without an opportunity to appeal against this measure. (arts. 7 and 10)

The State party should relax the rule under which inmates on death row are placed in solitary confinement, ensure that solitary confinement remains an exceptional measure of limited duration, introduce a maximum time limit and require the prior physical and mental examination of an inmate for confinement in protection cells and discontinue the practice of segregating certain inmates in “accommodating blocks” without clearly defined criteria or possibilities of appeal.

22.The Committee notes with concern that the State party has still not accepted its responsibility for the “comfort women” system during World War II, that perpetrators have not been prosecuted, that the compensation provided to victims is financed by private donations rather than public funds and is insufficient, that few history textbooks contain references to the “comfort women” issue, and that some politicians and mass media continue to defame victims or to deny the events. (arts. 7 and 8)

The State party should accept legal responsibility and apologize unreservedly for the “comfort women” system in a way that is acceptable to the majority of victims and restores their dignity, prosecute perpetrators who are still alive, take immediate and effective legislative and administrative measures to adequately compensate all survivors as a matter of right, educate students and the general public about the issue, and to refute and sanction any attempts to defame victims or to deny the events.

23.The Committee is concerned about the lack of statistical data on the (estimated) number of persons trafficked to and in transit through the State party, the low number of prison sentences imposed on perpetrators of trafficking-related crimes, the decreasing number of trafficking victims protected in public and private shelters, the lack of comprehensive support for victims, including interpretation services, medical care, counselling, legal support for claiming unpaid wages or compensation and long-term support for rehabilitation, as well as the fact that special permission to stay is only granted for the period necessary to convict perpetrators and that it is not granted to all victims of trafficking. (art. 8)

The State party should intensify its efforts to identify victims of trafficking and ensure the systematic collection of data on trafficking flows to and in transit through its territory, review its sentencing policy for perpetrators of trafficking-related crimes, support private shelters offering protection to victims, strengthen victim assistance by ensuring interpretation, medical care, counselling, legal support for claiming unpaid wages and compensation, long-term support for rehabilitation as well as stability of legal status to all victims of trafficking.

24.The Committee is concerned about reports that non-citizens who come to the State party under the Industrial Training and Technical Internship Programmes are excluded from the protection of domestic labour legislation and social security and that they are often exploited in unskilled labour without paid leave, receive training allowances below the legal minimum wage, are forced to work overtime without compensation and are often deprived of their passports by their employers. (arts. 8 and 26)

The State party should extend the protection of domestic legislation on minimum labour standards, including the legal minimum wage, and social security to foreign industrial trainees and technical interns, impose appropriate sanctions on employers who exploit such trainees and interns, and consider replacing the current programmes with a new scheme that adequately protects the rights of trainees and interns and focuses on capacity building rather than recruiting low-paid labour.

25.The Committee notes with concern that the 2006 Immigration Control and Refugee Recognition Act does not expressly prohibit the return of asylum seekers to a country where there is a risk of torture, that the recognition rates for asylum seekers remain low in relation to the number of applications filed, and that there are often substantial delays in the refugee recognition process during which applicants are not allowed to work and receive only limited social assistance. It is also concerned that the possibility of filing an objection with the Minister of Justice against a negative asylum decision does not constitute an independent review because the refugee examination counselors advising the Minister upon review are not independently appointed and have no power to issue binding decisions. Lastly, it is concerned about reported cases where rejected asylum seekers

19.委員会は、警察内部の規則に含まれる、被疑者の取調べ時間についての不十分な制限、取調べに弁護人が立ち会うことが、真実を明らかにするよう被疑者を説得するという取調べの機能を減殺するとの前提のもと、弁護人の立会いが取調べから排除されていること、取調べ中の電子的監視方法が散発的、かつ、選択的に用いられ、被疑者による自白の記録にしばしば限定されていることを、懸念を持って留意する。委員会は、また、主として自白に基づく非常に高い有罪率についても、懸念を繰り返し表明する。この懸念は、こうした有罪の宣告に死刑判決も含まれることにに関して、さらに深刻なものとなる。

締約国は、虚偽自白を防止し、規約第14条のもとで被疑者の権利を確保するとの観点から、被疑者の取調べの時間に対する厳格な時間制限や、これに従わない場合の制裁措置を規定する法律を採択し、取調べの全過程における録音機器の組織的な利用を確保し、取調べ中に弁護人が立会う権利を全被疑者に保障しなければならない。締約国は、また、刑事捜査における警察の役割は、真実を確定することではなく、裁判のために証拠を収集することであることを認識し、被疑者による黙秘は有罪の根拠とされないことを確保し、裁判所に対して、警察における取調べ中になされた自白よりも現代的な科学的な証拠に依拠することを奨励するべきである。

20.委員会は、刑事施設視察委員会及び2006年の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律のもとで設立された留置施設視察委員会、法務大臣によって棄却された不服申立てを再審査する刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会、さらに被留置者によって提出された苦情の申出、審査の申請、事実の申告を再審査する責任を有する都道府県公安委員会もまた、受刑施設及び留置施設の外部査察・不服審査メカニズムを効果的なものとするために必要とされる、独立性と人的資源、権限を欠いていることに懸念を有する。この点に関して、委員会は、2005年から2007年までの期間、留置施設職員に対し、暴行又は虐待の罪による有罪判決又は懲戒処分が下されていないことに、留意する。

締約国は、以下のことを確保すべきである。(a)刑事施設視察委員会及び留置施設視察委員会はその権限を効果的に果たすために、十分な人員配置がなされ、またすべての関連情報に完全にアクセスすることができなければならない。さらに、その委員は、刑事施設ないし留置施設の管理者によって任命されるべきではない。(b)刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会は、十分なスタッフが保障され、その意見は法務省を拘束するものでなければならない。(c)被留置者から提出された不服申立てを再審査する権限は、都道府県国家公安委員会から、外部の専門家からなる独立の機関に委譲されなければならない。

締約国は、次の定期審査報告書の中には、受刑者及び被留置者から受けた不服申立ての件数及びその内容、違法行為をおこなった行為者に科せられた刑罰又は懲戒措置、被害者に提供された補償の内容を盛り込むべきである。

21.委員会は、死刑確定者が、精神的及び情緒的な安定性を確保するという名目により、昼夜にわたり単独室に拘禁されていること、また、無期徒刑受刑者の中にも長期間にわたり単独室拘禁に付されている者がいることに懸念を有する。委員会はまた、被収容者が事前に医師の診察なく保護室に拘禁されることができ、その期間は当初72時間であり無制限に更新可能であるという報告、また、一定の範囲の受刑者は、分離された収容区画に収容され、その措置に対して不服申立てをする機会が与えられていないという報告に懸念を有する(7条及び10条)。

締約国は、死刑確定者を単独室拘禁とする規則を緩和し、単独室拘禁は限定された期間の例外的措置にとどめることを確保し、保護室への収容には期間の上限を設けると共に事前に身体及び精神面の診察を行うい、また、明確な基準ないし不服申立ての機会をもないまま一定の受刑者を「収容区画」に隔離する実務を廃止するべきである。

22.委員会は、政府が依然として第二次世界大戦中の「慰安婦」制度に対する責任を受け入れていないこと、加害者が訴追されていないこと、被害者に提供された賠償が公的基金ではなく民間の募金によって賄われており、かつ、その額が十分でないこと、慰安婦問題について言及した歴史教科書がほとんどないこと、一部の政治家やマスメディアが被害者の尊厳を損ない、あるいは、当該事実を否定し続けていることに、懸念を持って留意する(規約7条及び8条)。

締約国は、その法的責任を受け入れ、被害者の大多数に受け入れられるようなやり方で「慰安婦」制度について留保なく謝罪し、被害者の尊厳を回復し、生存中の加害者を訴追し、すべての生存被害者に対し権利の問題として十分な賠償を行うための速やかで実効的な立法的・行政的措置をとり、この問題について学生及び一般大衆を教育し、被害者の尊厳を損なったりこの事実を否定したりするいかなる企てに対しても反叙し制裁を与えるべきである。

23.委員会は、締約国へ及び締約国を経由して人身取引される者の(推定)人数について統計的なデータがないこと、人身取引関連犯罪の加害者に対する懲役刑の数が少ないこと、公的または民間のシェルターで保護される人身取引被害者の数が減少していること、通訳サービス、医療、カウンセリング、未払賃金や損害賠償を請求するための法的支援やリハビリのための長期的な支援を含む被害者への包括的な支援が欠けていること、さらに、在留特別許可が加害者を有罪とするために必要な期間しか与えられず、かつ、すべての被害者には付与されないことに懸念を有する(規約8条)。

締約国は、人身取引被害者を見つけ出すための努力を強化し、締約国の領域内へのまたは領域を経由しての人身取引のデータを体系的に収集することを確保し、人身取引関連犯罪の加害者に対する量刑政策を見直し、被害者に保護を提供する民間シェルターを支援し、通訳、医療、カウンセリング、未払い賃金や損害賠償を請求するための法的支援、リハビリの長期的支援、すべての人身取引被害者の法的地位の安定化を確保することによって被害者支援を強化すべきである。

24.委員会は、「研修制度」「技能実習制度」のもと締約国に来る外国人が締約国内の労働法による保護や社会保障から排除されていること、彼らがいればしばしば給付も与えられずに単純労働で搾取され、法律上の最低賃金を下回る研修手当の支払を受け、時間外賃金の支払いもなく時間外労働に従事することを強制され、しばしば使用者に旅券を取り上げられているとの報告に、懸念を有する(規約8条、26条)。

締約国は、法律上の最低賃金や社会保障を含む最低限度の労働基準について、外国人研修生・技能実習生に対する国内法上の保護を拡大し、かかる研修生や実習生を搾取る使用者に適当な制裁を課し、研修生・実習生の権利を適切に保護し、低賃金労働力確保よりも能力向上に焦点をあてる新しい制度に現行制度を改めることを検討すべきである。

25.委員会は、2006年改正出入国管理及び難民認定法が拷問の危険がある国への難民申請者の送還を明文で禁止していないこと、申請の数との関連で難民認定の割合が低いままであること、難民申請者がその間接劣を禁じられ、かつ、限られた社会扶助しか受けられない難民申請の手続にしばしばかなりの遅延があることに、懸念を持って留意する。委員会はまた、再審査に際し法務大臣に助言する難民審査参加員が独立した機関により選任されず、また拘束力のある決定を下す権限はないことから、難民不認定に対する法務大臣への異議申立ての機会が、独立した機関による再審査の性質を有しないことに、懸念を有する。最後に委員会は、難民不認定となった者が退去強制命令の執行停止申立てに対する不利な決定に対して異議を申立てる前に強制送還されたという報告事例に、懸念を有する(規約7条、13条)。